令和８年度

須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事
設計図

㈱清水公夫研究所

A条文適用

図面リスト		
図面番号	図　面　名	縮　　尺
AA-0	図面リスト	
AA-1	特記仕様書(1)	
AA-2	特記仕様書(2)	
A-1	案内図・配置図	1:500, 1:2000
A-2	仕上表	
A-3	平面図	1:100
A-4	屋根伏図	1:100
A-5	立面図	1:100
A-6	断面図	1:100
A-7	建具キープラン	1:100
A-8	建具表	1:50
A-9	基礎リスト・基礎伏図	1:100, 1:40
A-10	軸組図	1:100, 1:40
A-11	ポンプ庫・物置	1:100, 1:50
A-12	仮設計画図・外構図	1:300
E-1	案内図・配置図	1:500, 1:2000
E-2	幹線設備　1~3階平面図（解体）	1:100
E-3	共用部電気設備　1~3階平面図（解体）	1:100
E-4	構内交換設備　1~3階平面図（解体）	1:100
E-5	情報表示設備　1~3階平面図（解体）	1:100
E-6	テレビ共同受信設備　1~3階平面図（解体）	1:100
E-7	テレビ共同受信設備　屋根伏図（解体）	1:100
E-8	住戸詳細図（解体）	1:50
E-9	ポンプ庫　電気設備図（解体）	1:30
E-10	給水警報設備　1~3階平面図（解体）	1:100
E-11	給水警報設備　屋根伏図（解体）	1:100
M-1	案内図・屋外配管図	1:500, 1:2000
M-2	凡例・機器表・埋設配管要領図	
M-3	給排水設備　1階平面図	1:100
M-4	給排水設備　2階平面図	1:100
M-5	給排水設備　3階平面図	1:100
M-6	給排水設備　屋根伏図	1:100
M-7	給排水設備　平面図	1:50
M-8	給排水設備　ポンプ庫廻り配管図	1:50
M-9	給排水設備　ポンプ庫・高架水槽廻り配管図	1:50
M-10	換気設備　1～3階平面図	1:100

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　總設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名　図面リスト

縮尺　S=

図面番号　AA-0

令和8年度

区分

福島県建築関係工事特記仕様書【R8年10月版】

Ⅰ 工事概要

1 工事名称　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

2 工事場所　須賀川市北上町　地内

3 建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積(㎡)	消防法施行令別表第1区分	備考
1	待機宿舎	RC造	3階建て	582.84		
2	物置	CB造 2棟	平家建て	46.8		
3	ﾎﾟﾝﾌﾟ庫		平家建て	11.02		
4						

Ⅱ 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。
※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
・(　　)
・(　　)
・(　　)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3 特記事項は、○印 の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、・に変える。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除き ミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある{県:　}と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、(　)書きは「公共建築工事標準仕様書」、【　】書きは「公共建築改修工事標準仕様書」、【　　】書きは「建築物解体工事共通仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

1 一般共通事項

	項目	特記事項
○ 1	適用基準等	・共通仕様書(土木工事編)　(福島県土木部) ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針　(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 ・ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会)　(適用工種　・全工程　・一部工種　(JASS　)) ※ 建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領　※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領 ※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部)　※「情報共有システム」実施要領 ※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領　※ 建築関係工事における熱中症対策に関する試行要領 ※ 土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用
○ 2	施工条件	・下記以外は図示等による。 (1)　工事車両の駐車場　(※ 構内　・(　　)) (2)　資材置き場　(※ 構内　・(　　)) (3)　建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所　(※ 構内　・(　　))
○ 3	工事実績データの作成、登録	工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。
・ 4	電気保安技術者	・配置する　・配置しない
・ 5	技能士	・適用する　・適用しない 適用工事種別　・(　　) 等級区分は1級又は単一等級とする。
・ 6	イメージアップ	・適用する　※ 適用しない　・仮囲いの美化　・フラワーボックスの設置　・夜間照明設備
○ 7	発生材の処理	○ 有価物(　　金属くず　　) ・引き渡しを要するもの(保管場所は、監督員の指示による) ・ポリ塩化ビフェニル含有物(PCB)　・金属類　・(　　) ・現地において再利用化を図るもの

建設副産物	処理方法等	備考

○ 建設副産物の処理方法

建設副産物	処理方法				積算上の施設名称(※1)
コンクリート塊(基礎・無筋)	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(有)玉川興産
アスファルト塊	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	大成ロテック(株)郡山合材工場
木質系	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	須野興産(株)岩石工場
伐採樹	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(株)アカシ建 玉川営業所
ガラス陶器くず	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(株)サティーエコ
石膏ボード	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(株)テックス資源開発グループ福島工場
紙プラスチック	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(有)玉興商会
非飛散性石綿含有建材	・再資源化	・中間	○ 最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(有)ミナミスポーツ土建
廃油くず	○ 再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	(株)岡田産業廃棄物センター
金属くず	・再資源化	・中間	・最終(一般)	・最終(特別管理産業廃棄物)	▲有価物処理

CCA処理木材の処理　・あり　○ なし
石綿含有せっこうボードの処理　・あり(改修優先 9.1.5による)　○ なし
ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理　・製造業者に処分を委託する　・管理型最終処分場で埋立処分する
PCB含有シーリング材の処理　・あり　○ なし

○ 蛍光ランプ、水銀ランプの処理方法

建設副産物	処理方法		積算上の施設名称(※1)
蛍光ランプ	○ 中間	・	(有)白川商店
水銀ランプ	・中間	・	

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

受注者は、「福島県建設リサイクルガイドライン」及び福島県建築関係工事共通仕様書に基づき、工事内容に応じて再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。
工事完成時には、それぞれの実施書を提出する。

○ 8	石綿含有建材の事前調査	【1.4.1】

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲　○ (　文献調査は全て　)　・図示による
貸与資料　○ (　設計時の調査結果資料　)
分析による石綿含有の調査　・行う(下表による)　・行わない

材料名	定量分析方法	定性分析方法
	(　　)箇所	(　　)箇所

・ 9	施工数量調査	【1.5.2】

調査範囲　・(　　)　・図示による
調査方法　・(　　)

○ 10	工事用表示板	※ 適用する　・ 適用しない　【県:第1編 図1.3.1】
○ 11	記録報告 1) 報告時期	工事履行報告書は、下記により提出する。 ※ 毎月1回　・ 監督員の指示

内容	工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類	月間工程表、各工程の区分毎の社内検査報告書(写真含む)

	項目	特記事項
○ 12	電子納品	電子成果品は、福島県電子納品運用ガイドライン(営繕工事編)により納品を行う。 対象書類　(※ 工事写真　○ 施工計画書　※ 完成図　・その他(　　)) ※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、発注者が準備する。 　原則モニターのサイズは、21～24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 ※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。
○ 13	完成時の提出書類	(1) 完成図書　(※ 提出する　・提出しない　)　・最表紙(金文字入) A4版(1部)　※ ハードファイルA4版(1部) (2) 建築物の保全に関する書類　(・ 提出する　○ 提出しない　)　ハードファイルA4版(1部) (3) 完成図　(※ 提出する　・提出しない　)※ ハードファイルA4版(1部) (4) CADデータ、PDFデータ(1式)　(※ 提出する　・ 提出しない　) (※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。) (※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。)
○ 14	完成図(施工図及び施工計画書を除く)	{県:第1編 1.8.4}によるほか、下記による (1) 種類及び記入内容

種類	記入内容
情報共有システム	登録した全て

○ 15	設計CADデータ貸与	※ 有　・ 無
○ 16	工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。

	着工前	工事中	竣工	部数
既済検査	○	○		1部
竣工検査(既済検)	○	○(○)	○(○)	1部(1部)

※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

○ 17	建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。
・ 18	設計GL	※ 図示による。　BM± (　　)
・ 29	既存部分等への処置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。
・ 20	他工事との取合い	施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
・ 21	電気工事士	電気工事士法の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事士により施工を行う。
○ 22	保険等	(1) 法定外の労災保険の付保 ※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
○ 23	入札時積算数量書活用方式	※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
○ 24	情報共有システム	※{県:第1編 1.1.25}による。
○ 25	遠隔臨場	※{県:第1編 1.1.25}による。
○ 26	建設キャリアアップシステム(CCUS)	(1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。 (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
○ 27	その他	本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

2 仮設工事

○ 1	仮囲い	・波形鉄板　※ 万能板塀　・単管+シート張り ○ キャスターゲート　・シートゲート　・(　　)
○ 2	危険防止	※ シート張り　・金アミ　・(　　)
○ 3	足場	○ 本工事　(　※ 内部足場　※ 外部足場　・基礎足場　・コンクリート打設足場　) なお、本工事で設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。 ・別途　(別契約の関係受注者が設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で使用できる。) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」(厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日)の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 基発1226第2号 令和5年12月26日)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」により行うこと。 「手すり先行工法」の足場とは、金属にニ段手すりとつま先板(幅木)のある足場をいう。 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。
○ 4	工事用水	構内既存の施設　・利用できる　(※ 有償　・無償)　※ 利用できない
○ 5	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる　(※ 有償　・無償)　※ 利用できない
・ 6	工事用進入路	・仮設道路造成　・(　　)
・ 7	ベンチマーク	設置方法　※ コンクリート杭　・固定物　・(　　)
○ 8	交通誘導警備員	※ 置く(計　20　人)　・置かない　○ 置く期間　(重機搬出入及び産廃排出時) 指定路線　※ 該当無　・ 該当有　【県:第1編 1.2.13】
○ 9	騒音・粉塵等の対策	・防音パネル　【2.2.1】 防音パネルの設置範囲　(・図示による　・　) 防音パネルの高さ　(・図示による　・　) ・防音シート ※ 養生シート
・ 10	監督員事務所	・設ける　(規模:　m2程度)　※ 設けない　備品については、監督員の指示による　【2.3.1】 ・別途建築工事による

3 土工事

○ 1	埋戻し及び盛土	種別　・A種　※ B種　・C種　・D種　(3.2.3)(表3.2.1)
・ 2	建設発生土の処理	(3.2.5) ※ 構外指示の場所 搬出先の名称　(　　) 搬出先の所在地　(　　市・郡　　町・村　大字　　字　　地内) 搬出先での処置　(・敷きならし　※ たい積) 運搬距離　(　　) km なお、受注後、搬出や搬出費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。 協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。 搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。 ・構内指示の場所　(・敷きならし　・たい積) ※ 受注者は、建設発生土処理にあたり{県:第1編 1.4.2}の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法(場所・形状等)　(2) 排水計画　(3) 場内維持等 ※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 ※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

4 解体施工

○ 1	事前措置	※ 浄化槽・排水管等の汚水・汚物等を処理し、洗浄、消毒等を行う。【3.2.1】 ※ オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油を処理し、洗浄等を行う。
○ 2	機器等の解体	※ 工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。【3.4.1】 ※ 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。
○ 3	基礎及び杭	杭の撤去　※ 行う　・残置【3.9.2】 残置または一部撤去の場合の処理　※ 杭種、杭径、位置、杭頭部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法　※ 引抜き　・破砕　・杭頭はつり(　　mまで) 引抜いた杭の処理　・(　　) 杭撤去跡の処理　・山砂　・流動化処理土　・セメントミルク　・(　　) 杭の種類 ・遠心力鉄筋コンクリート杭　・高強度プレストレスコンクリート杭 ・場所打ちコンクリート杭　・木ぐい ・RCパイル

建物名等	杭径	長さ	本数	備考

○ 4	さく、照明設備等の付属物	付属物の解体　・行う(　・図示による　・　)　・行わない【3.10.1】
○ 5	構内舗装、樹木等	樹木等の伐採、伐根　・行う(　・図示による　・　)　・行わない【3.11.1】 支障となる樹木の移植　・行う(　・図示による　・　)　・行わない
○ 6	地下埋設物及び埋設配管	撤去する地下埋設物、埋設配管　・あり(　・図示による　・　)　・なし【3.12.1】

5 建設廃棄物の処理

○ 1	再資源化等	中間処理、再資源化施設　※「1 一般共通事項 7 発生材の処理」による。【4.4.1】 再資源化する建設廃棄物　※ 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※ 金属類 ※ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ※ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却)　・可　・不可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物　・(　　)
・ 2	処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物【4.5.1】 ・ 石綿含有せっこうボード ・ ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・ 上記以外のせっこうボード ・ CCA処理木材(クロム、銅、ひ素化合物系防腐処理木材)

6 特別管理産業廃棄物の処理

○ 1	廃石綿等	※ 7 石綿含有建材の除去及び処理による。【5.4.1(1)】
○ 2	PCB含有機器類	調査方法　※ 製造所、製造年、型式等による調査【5.4.1(2)】 ・専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象　・(　　)　・(　　) 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。
○ 3	PCB含有シーリング材	事前調査等　・行う(現場においてサンプルを採集し、専門分析機関で分析を行う。)【5.4.1(3)】 採取箇所　・外壁目地　・建具周囲目地　・図示による 採取箇所数　・部材が異なるごとに1箇所　・図示による ・ 行わない ○ 文献調査を行い、詳細については監督員と協議すること。 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲　・工事範囲全て　・図示による 調査内容　・シーリング使用部位及び長さの確認　・施工範囲と工事監理区分の確認 ・仮設計画　・廃棄物等の搬出方法
・ 4	廃油	処理方法　・焼却処分　・中間処理施設による再生処理【5.4.1(4)】
・ 5	廃酸・廃アルカリ	処理方法　・焼却処分　・中間処理施設による再生処理　・中和処理【5.4.1(5)】
・ 6	ダイオキシン類	サンプリング調査　・行う　・行わない【5.4.1(6)】 焼却施設の解体及び処分の方法　・(　　)

7 石綿含有建材の除去及び処理

○ 1	石綿含有建材の処理	石綿含有建材の調査 ※ 行う(文献調査)　・行わない 調査範囲　(　施工範囲の全て　) 貸与する既存調査報告書等　(　　) 分析による石綿含有調査 ・行う　分析方法　(　　)　・行わない
・ 2	石綿粉塵濃度測定	石綿粉塵濃度測定　・行う　・行わない【6.1.3】

測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考
処理作業前	測定1	処理作業室内	※各室 ～50㎡以下　各2点 ～300㎡以下　各3点 300㎡超　協議	
	測定2	調査対象室外気の付近	計2点	大気
処理作業中	測定3	処理作業室内	※に同じ	
	測定4	負圧、陰じん装置の排出吹き出し口 (風速1m/s 以下の位置)	各2点	大気
	測定5	処理作業室外(敷地境界)	4方向1点	
処理作業後 (シート養生中)	測定6	処理作業室内	各2点	
シート除去後検証	測定7	処理作業室内	※に同じ	
作業後1週間以降	測定8	調査対象室外気の付近	計2点	大気
測定点合計			(　点)	

・ 3	石綿含有吹付け材の除去	工法　※ 解体共仕6.3.2(2)(ア)による　・図示による【6.3.2】 飛散防止措置　※ 湿潤化　・固形化 処分　・解体共仕6.3.3(エ)(a)による　・解体共仕6.3.3(エ)(b)による
・ 4	石綿含有保温材等の除去	除去方法　・破砕して除去　・手ばらし【6.4.1】 飛散防止措置　※ 湿潤化　・固形化 処分　・解体共仕6.3.3(エ)(a)による　・解体共仕6.3.3(エ)(b)による
○ 5	石綿含有成形板等の除去	石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分　・埋立処分　・中間処理【6.5.1】 石綿含有成形板等の種類

種類	施工箇所	厚さ(mm)	備考
・化粧せっこうボード		・9.5	
・ビニル床タイル		・2.0	
※(　　)　※ 波板スレート屋根	プロパン庫屋根	・	

・ 6	石綿含有仕上塗材の除去	除去方法　・landscape 陰じん装置付き超高圧水洗工法【6.6.1】 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・landscape 陰じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・(　　) 汚泥として処理　・適用する　・適用しない【6.6.4】
○ 7	適用基準	※ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和6年1月31日付け　技術上の指公示第25号) ※ 新石綿技術指針対応版　石綿防じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会) ※ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和8年2月(厚生労働省、環境省)

福島県建築関係工事特記仕様書	福島県県中建設事務所建築住宅部建築住宅課 〒963-8540 郡山市南一丁目94番地　電話 024-935-1465	建築士事務所名	工事名称	須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事
	設計年:令和8年10月	設計者氏名	図面名称	建築解体工事特記仕様書(1)　図面番号 AA-1

8 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等

○	1 労働者確保	(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 共通費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労務管理費:募集及び解雇に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・雑工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(賃経費)設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: 2.62 % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様 式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

9 施工条件

・	1 工程関係	※調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の流用 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・建設機械等の調整 ・施工順序の調整 ・図示による ・その他()
・	2 施工時期 施工時間 施工方法	※制限無し ・制限有り ・制限する工種名 () ・施工時期 (・土日祝日のみ ・図示による ・その他()) ・施工時間 (・夜間のみ ・ 時～ 時まで ・図示による) ・施工方法 ()
	工事を施工しない日	・有(・ 年 月 日 ・別紙のとおり) ・無
	工事を施工しない時間帯	・有(・ ～ ・別紙のとおり) ・無
	3 施工順序	※施工順序の指定無し ・施工順序の指定有り ※図示による ・() → () → () → ()
	4 利用並行改修	※利用並行改修による制限無し ・利用並行改修による制限有り ※対象エリア等は図示による
	5 他機関との協議	協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
○	6 工事用地	・下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※構内 ・()) (2) 資材置き場 (※構内 ・()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内 ・()) ・仮設ヤード ※無し ・有り(※図示による ・())
	7 公害対策	※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他() ・施工方法等 ・指定工法名 () ・別途協議による ・図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定 ・その他() ・調査箇所 ・図示による ・別途協議 ・調査時期 ・図示による ・別途協議
	8 安全対策	・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等 (・鉄道 ・電気 ・ガス ・水道 ・電話 ・その他()) ・制限を受ける工種 ()
	9 その他	※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会等の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

10 現場環境改善(快適トイレの設置)

○	1 内容	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ仕様を満たす快適トイレを設置することを標準とする。(詳細は技術管理課ホームページ「快適トイレの設置について」「土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用」を参照のこと) 現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。 現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏まえ、上記標準設置基数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。 また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。

11 熱中症対策

	(1)工期・工程等 ・猛暑による作業不能日数	1 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 ⅰ)作業不能日数:●日間 ⅱ)上記ⅰ)は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。 ⅲ)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))がⅰ)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 ※1 下表の観測地点を記入 (参考) 建設事務所管内 / 観測地点 県北 / 梁取,浪川,福島,霊山,二本松 県中 / 船引,郡山,須賀川,小野新町,石川 県南 / 白河,東白川 会津若松 / 会津,若松 喜多方 / 桧原,喜多方,西会津,猪苗代 南会津 / 只見,南郷,田島,檜枝岐 相双 / 相馬,飯舘,浪江,川内,広野 いわき / 山田,小名浜 2 本工事は、「猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法(試行)」の対象工事であり、猛暑による作業中断等に伴う労務費の追加費用を見込んでいる。

12 準備期間確保工事・フレックス工事

・	1 準備期間確保工事	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(○○日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
・	2 フレックス工事	フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。
・	3 着工届の提出	着工届は、着工後速やかに提出すること。
・	4 コリンズの登録	受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。
・	5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係	施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。
・	6 その他	・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) ・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)

13 総合評価方式における技術提案書の確認

・	1 内容	※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 一覧8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。

福島県建築関係工事特記仕様書

福島県県中建設事務所建築住宅部建築住宅課
〒963-8540 郡山市南一丁目94番地 電話 024-935-1465

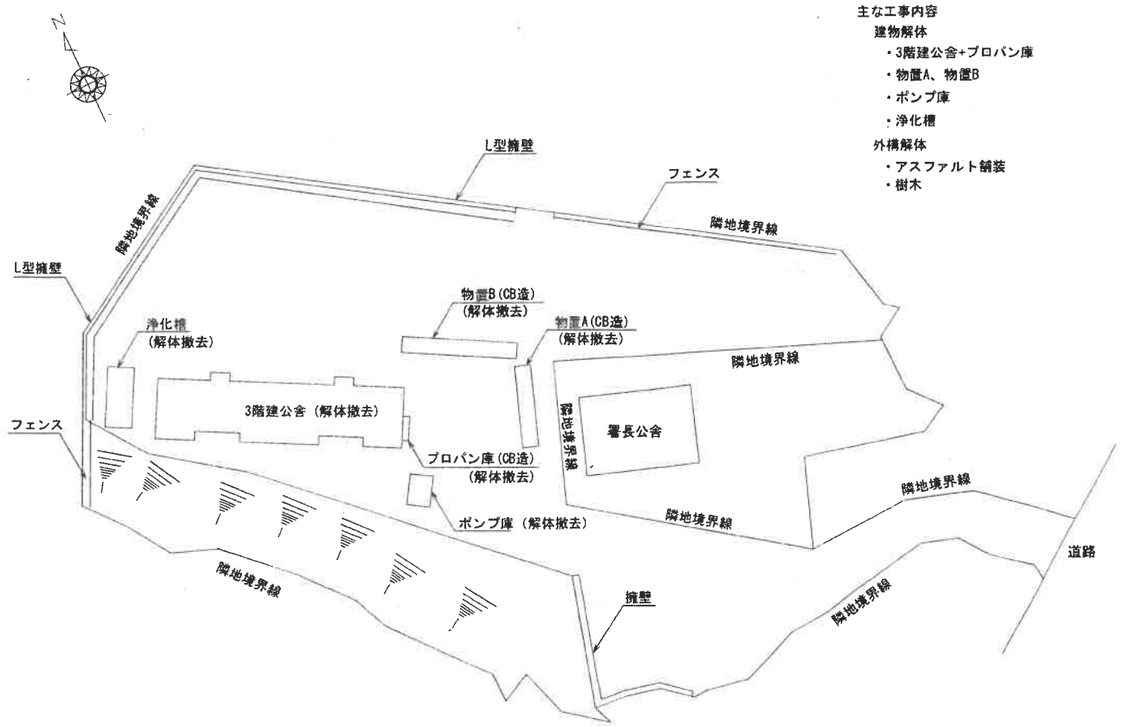
設計年:令和8年10月

建築士事務所名		工事名称	須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事
設計者氏名		図面名称	建築解体工事特記仕様書(2)
		図面番号	AA-2



工事場所　須賀川市北上町地内

案内図　1/2000



主な工事内容
- 建物解体
 - ・3階建公舎+プロパン庫
 - ・物置A、物置B
 - ・ポンプ庫
 - ・浄化槽
- 外構解体
 - ・アスファルト舗装
 - ・樹木

配置図　1/500

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 案内図・配置図 縮尺 S=1: 500, 1: 2000	図面番号 A-1 区分	令和8年度

外部仕上表

基礎巾木	外壁	屋上	軒天井	ポーチ	軒先	備考
コンクリートの上 モルタル金ゴテ仕上げ	アクリルリシン吹付仕上	シート防水 プロパン庫 屋根：波板スレート （アスベスト含有）	アクリルリシン吹付仕上	コンクリート金ゴテ仕上	アクリルリシン吹付仕上	給排：塩ビφ125 ベランダ：物干金物 換気扇：和室4.5帖（北）

※特記なき限り、建材にアスベストは無し

内部仕上表

	室名	床 （下地）	巾木	床高	壁 （下地）	天井 （下地）	廻り縁	天井高	備考
1階～3階（共通）	玄関	モルタル金ゴテ仕上げ （コンクリート下地）	モルタル 金ゴテ仕上げ 木製：40x15 SOP・3	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃） （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	規格型 塩ビ ボード 7 9.5mm用 木製：40x20 SOP・3	2，400	
	廊下	天然木化粧複合フローリング張り 7 12 （木下地）	木製：40x15 SOP・3	――	化粧合板張り EP塗仕上げ （木下地） （モルタル塗り）	化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃） （木下地）	規格型 塩ビ ボード 7 9.5mm用	2，310	洗面化粧台
	浴室	モルタル金ゴテ仕上げ （コンクリート下地）	――	――	吹付仕上げ （モルタル塗り）	化粧パスリブ（樹脂板系）下地耐水合板 7 5.5共 LGS下地（19型）	規格型廻縁	2，000	
	便所	天然木化粧複合フローリング張り 7 12 （木下地）	木製：40x15 SOP・3	――	化粧合板張り （木下地）	化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃） （木下地）	規格型 塩ビ ボード 7 9.5mm用	1，960	
	台所	天然木化粧複合フローリング張り 7 12 （木下地）	木製：40x15 SOP・3	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃） （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	規格型 塩ビ ボード 7 9.5mm用 木製：40x20 SOP・3	2，330	吊り戸棚：D 410 x W 3，520 調理台 流し台 コンロ台
	和室4．5帖（北）	畳敷き 7 55 （荒床 7 12）	畳寄せ：38x60	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃）木目横幅 （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	木製：40x20 SOP・3	2，310	換気扇
	和室4．5帖（南）	畳敷き 7 55 （荒床 7 12）	畳寄せ：30x60	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃）木目横幅 （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	木製：40x20 SOP・3	2，310	
	和室6．0帖	畳敷き 7 55 （荒床 7 12）	畳寄せ：30x60	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－化粧石膏ボード張り 7 9.5（準不燃）木目横幅 （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	木製：40x20 SOP・3	2，310	
	押入	板張り 7 12	――	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－ベニヤ板張り 7 5.0 （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	木製：40x20 EP・2	――	
	物入	板張り 7 12	――	――	EP塗仕上げ （モルタル塗り）	3階－ケイカル板張り 7 5.0 （木下地） 1・2階－EP・2塗り （モルタル下地）	木製：40x20 EP・2	――	

MEMO

株式会社 清水公夫研究所
一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号
一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名：須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

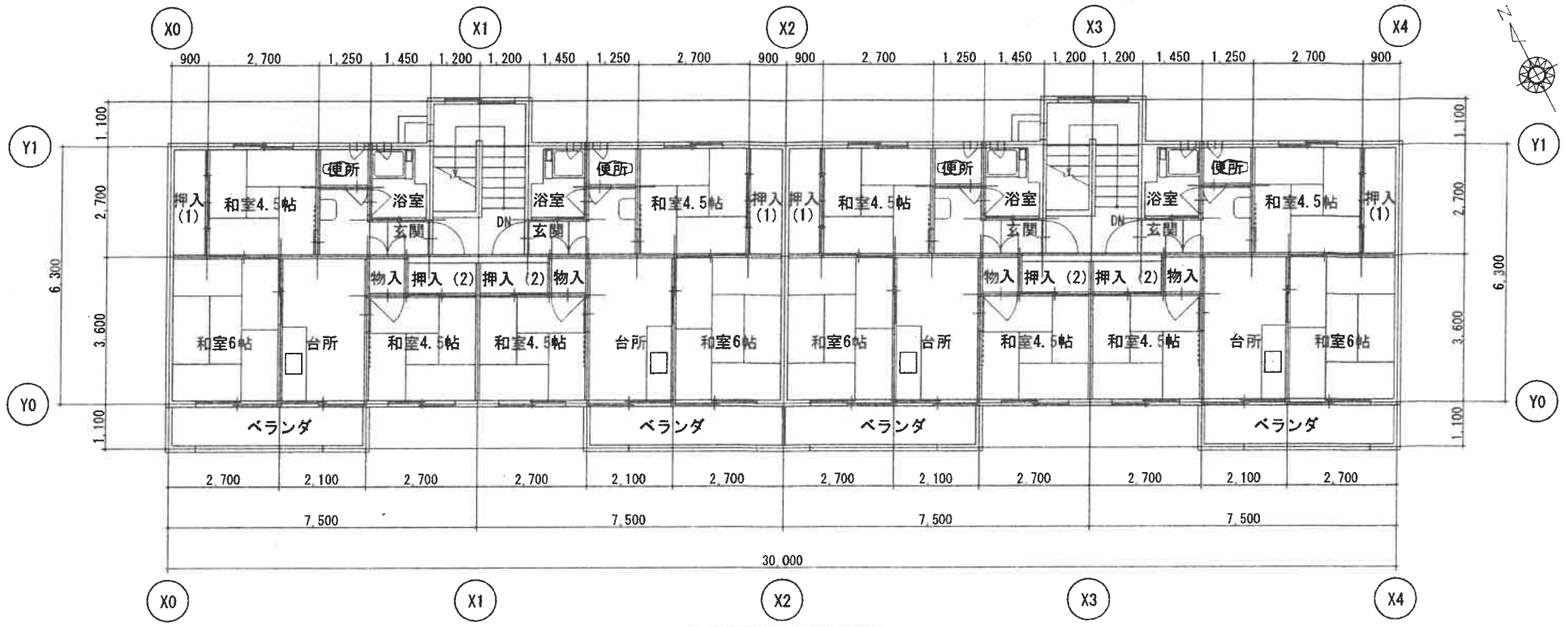
図面名：仕上表

縮尺：S=

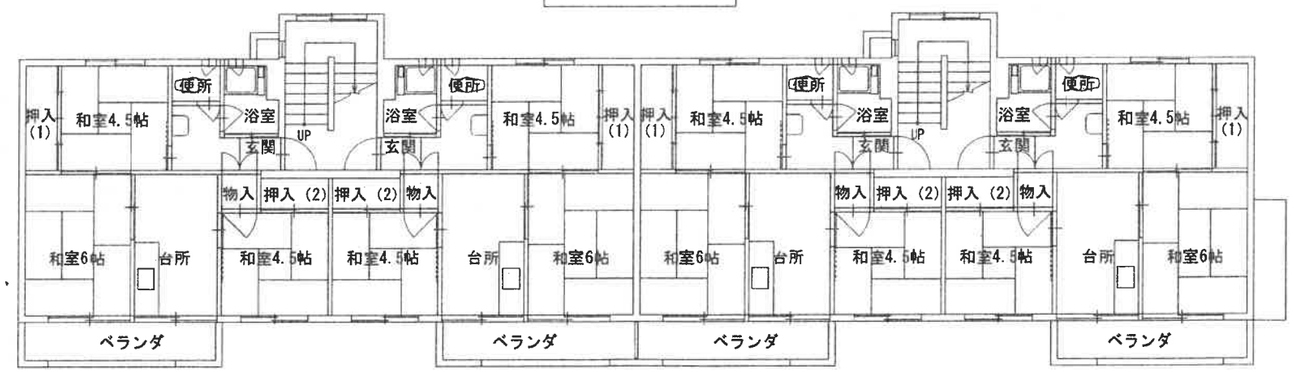
図面番号：A-2

令和8年度

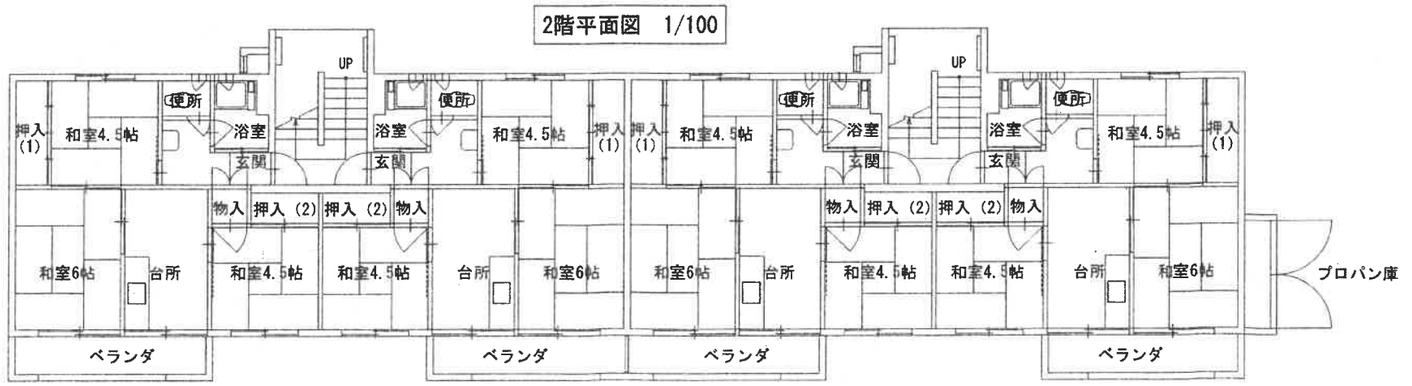
区分



3階平面図　1/100

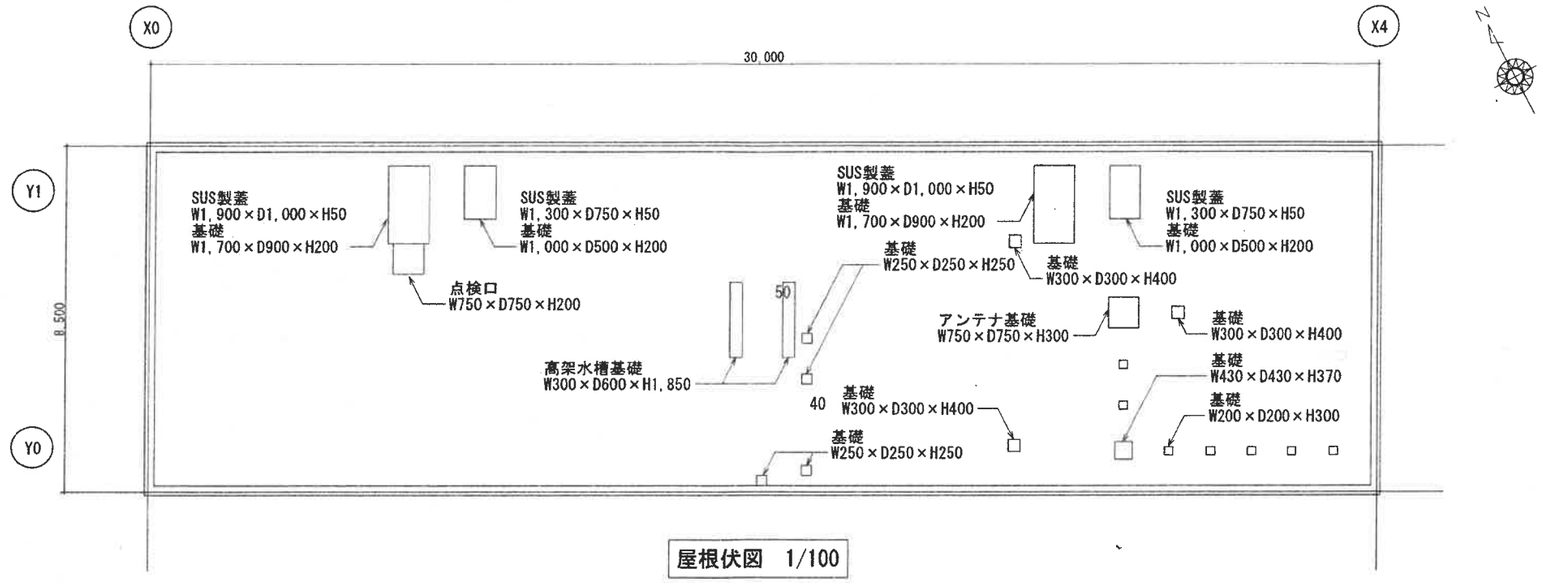


2階平面図　1/100



1階平面図　1/100

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号 一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 平面図 縮尺 S=1:100	図面番号 A-3 区分	令和8年度



屋根伏図　1/100

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

	特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 屋根伏図	図面番号 A-4	令和8年度
			縮尺 S=1:100	区分	



北　立面図　1/100

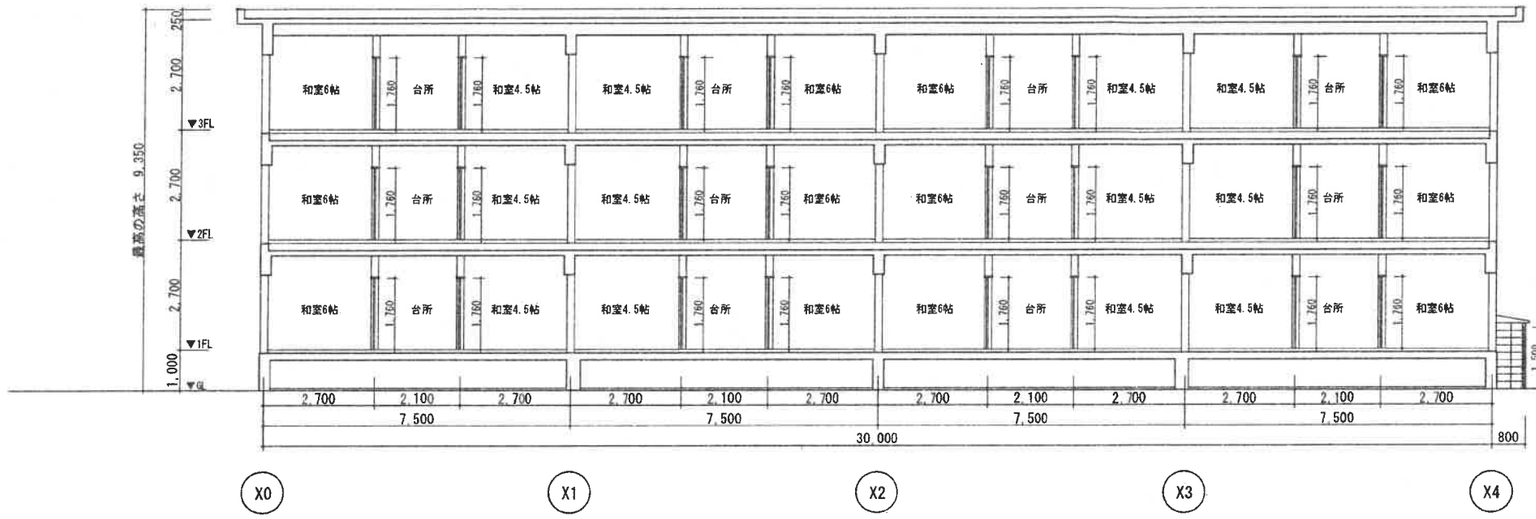
東　立面図　1/100



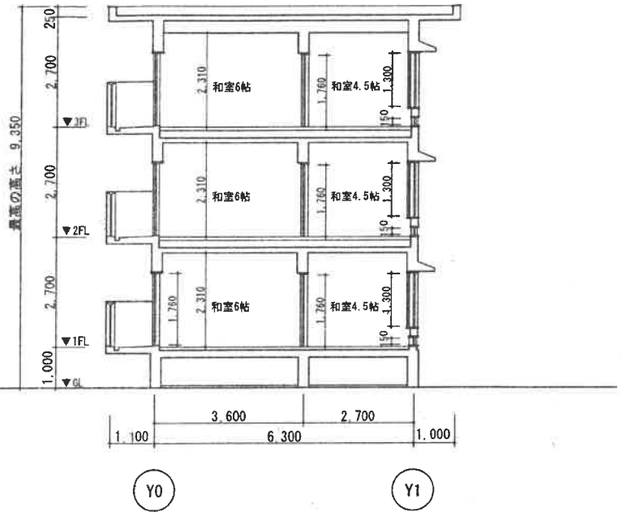
南　立面図　1/100

西　立面図　1/100

ME MO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 立面図	図面番号 A-5	令和8年度
					縮尺 S=1: 100	区分	



北側断面図　1/100



東側断面図　1/100

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　康設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

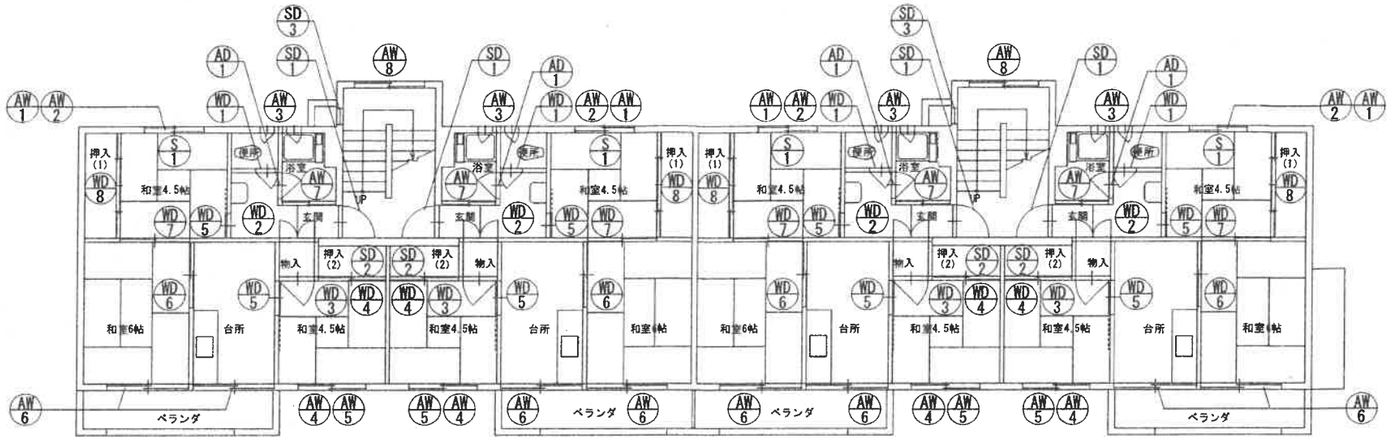
図面名　断面図

縮尺　S=1:100

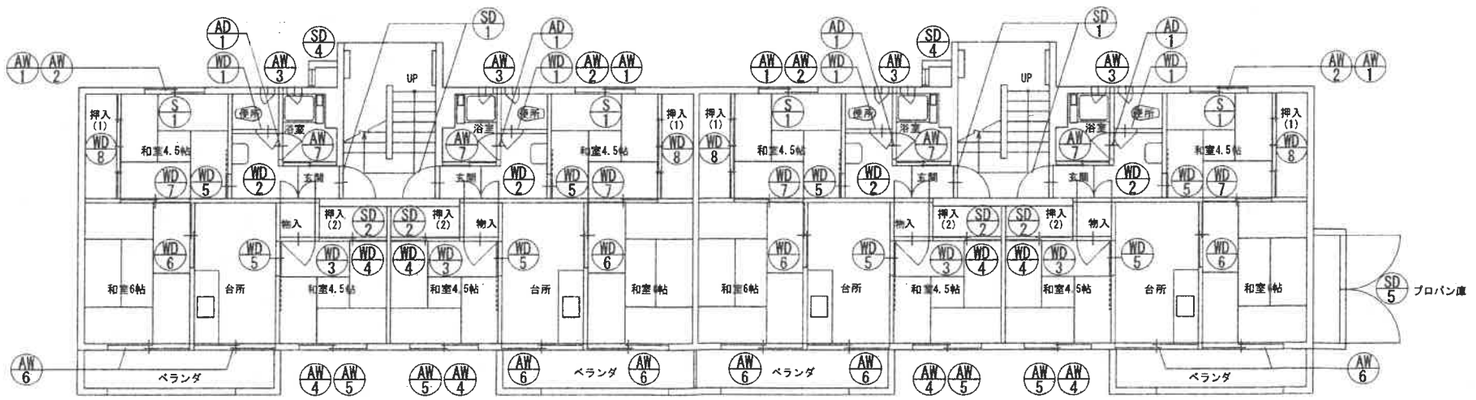
図面番号　A-6

令和8年度

区分

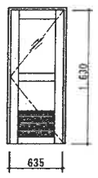
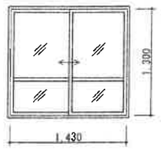
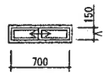
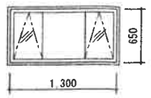
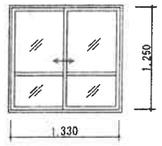
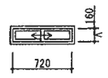
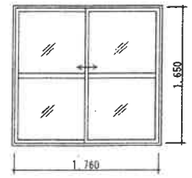
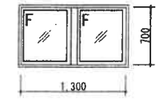


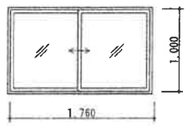
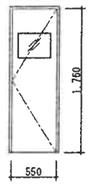
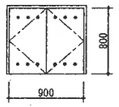
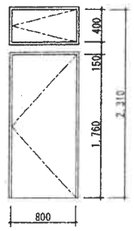
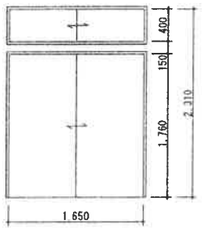
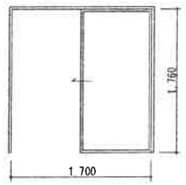
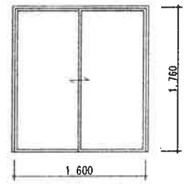
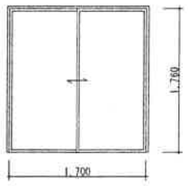
2・3階建具キープラン　1/100

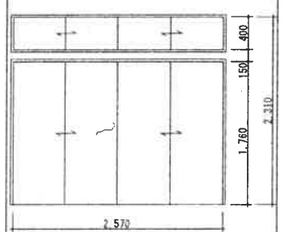
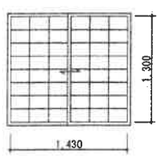
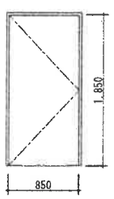
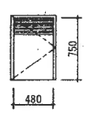
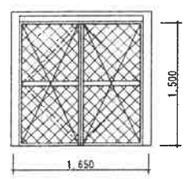


1階建具キープラン　1/100

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 建具キープラン 縮尺 S=1: 100	図面番号 A-7 区分	令和8年度

記号	AD 1 片開き戸	AW 1 引違い窓	AW 2 引違い窓	AW 3 突き出し窓	AW 4 引違い窓	AW 5 引違い窓	AW 6 引違い窓	AW 7 FIX窓
姿図								
材質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
数量	12	12	12	12	12	12	12	12
扉 厚	45	-	-	-	-	-	-	-
備考	型板ガラスt=4.0	上部：透明ガラス/下部：型板ガラス	型板ガラスt=4.0	型板ガラスt=4.0	上部：透明ガラス/下部：型板ガラス	型板ガラスt=4.0	上部：透明ガラス/下部：型板ガラス	型板ガラスt=4.0

記号	AW 8 引違い窓	VD 1 片開き戸	VD 2 両開き戸	VD 3 片開き襖戸	VD 4 引違い襖戸	VD 5 片引き襖戸	VD 6 引違い襖戸	VD 7 引違い襖戸
姿図								
材質	アルミ	合板	合板	ラワンベニヤ	ラワンベニヤ	ラワンベニヤ	ラワンベニヤ	ラワンベニヤ
数量	4	12	12	12	12	24	12	12
扉 厚	-	45	45	45	45	45	45	45
備考	型板ガラスt=4.0	型板ガラスt=4.0						

記号	VD 8 引違い襖戸	S 1 引違い障子	SD 1 片開き戸	SD 2 片開き戸	SD 3 前倒し戸	SD 4 片開き戸	SD 5 両開き戸	
姿図								
材質	ラワンベニヤ	マツ	スチール	スチール	スチール	スチール	スチール	
数量	12	12	12	12	4	2	1	
扉 厚	45	45	45	45	45	45	45	
備考		障子紙						

MEMO

株式会社 清水公夫研究所
一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号
一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

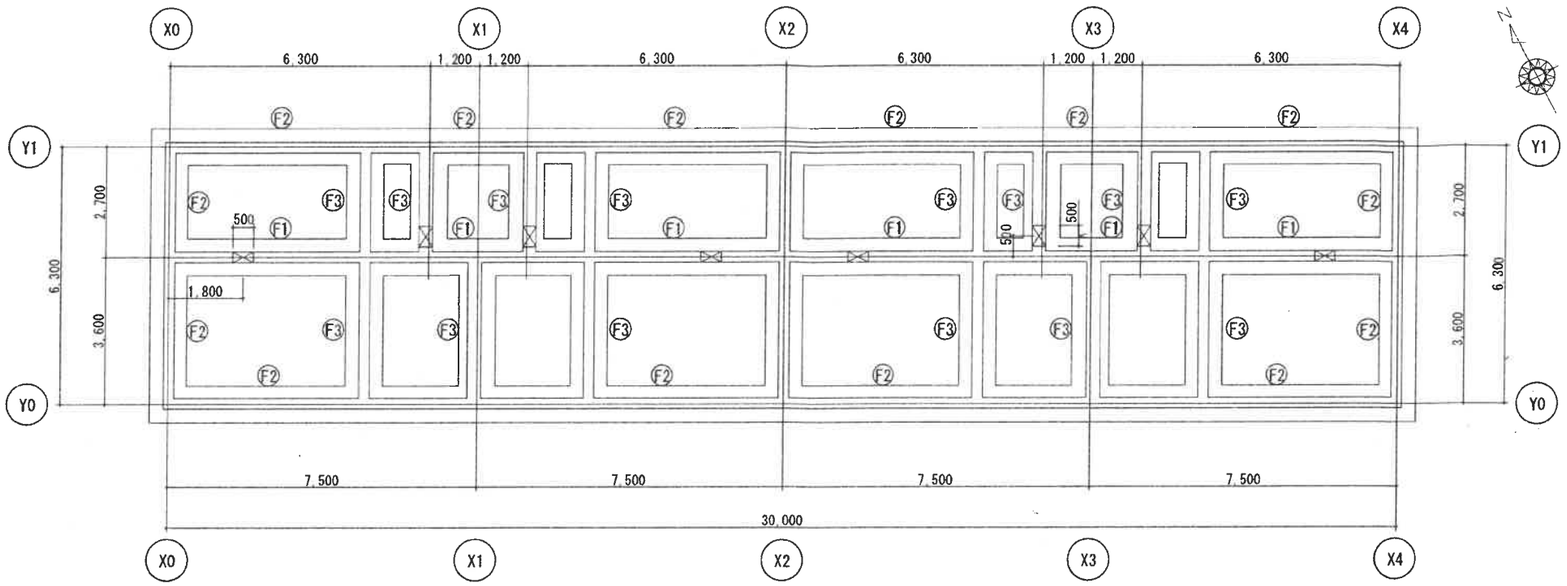
図面名 建具表

縮尺 S=1:50

図面番号 A-8

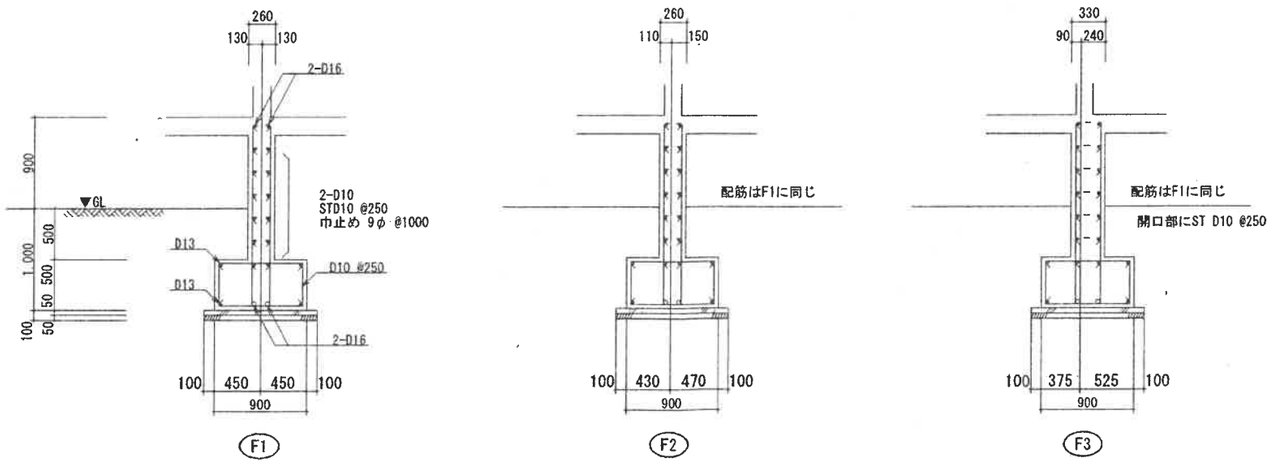
令和8年度

区分



基礎伏図　1/100　（想定図）

※①基礎杭の有無を確認すること。
　基礎杭が確認された場合、監督員と協議すること。
※②埋戻し前には、写真による記録を残すこと。
※③埋戻し前には、必ず監督員の立会を受けること。



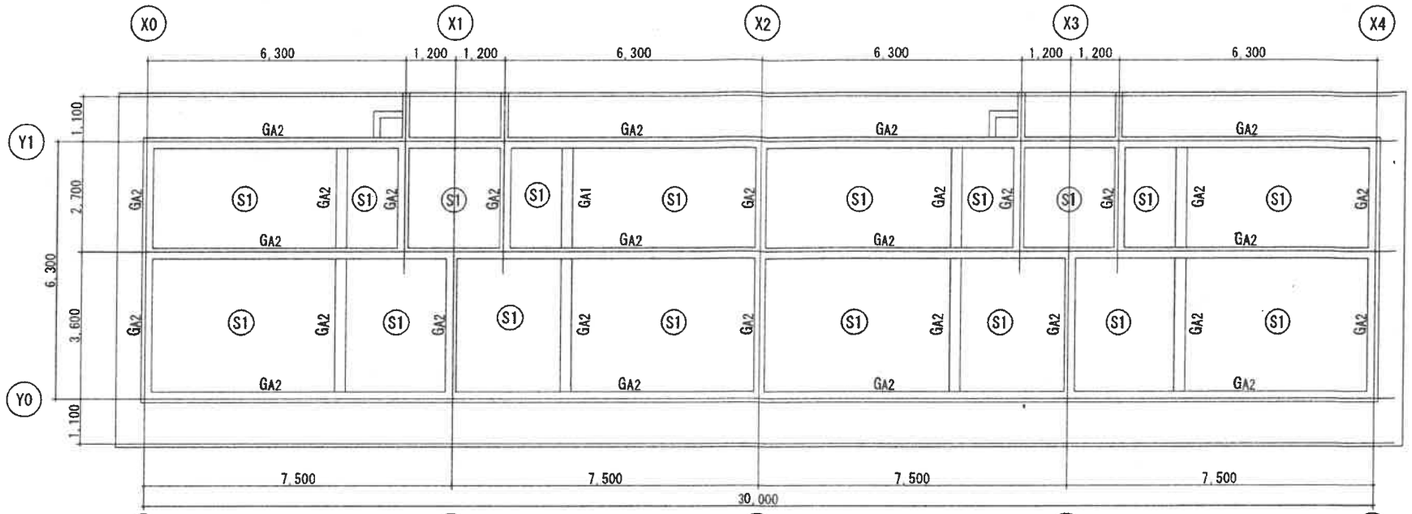
基礎リスト　1/40　（想定図）

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(S12)0201号 一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 基礎リスト・基礎伏図 縮尺 S=1:100, 1:40	図面番号 A-9 区分	令和8年度

R階軸組み図　1/100

（見上げ）

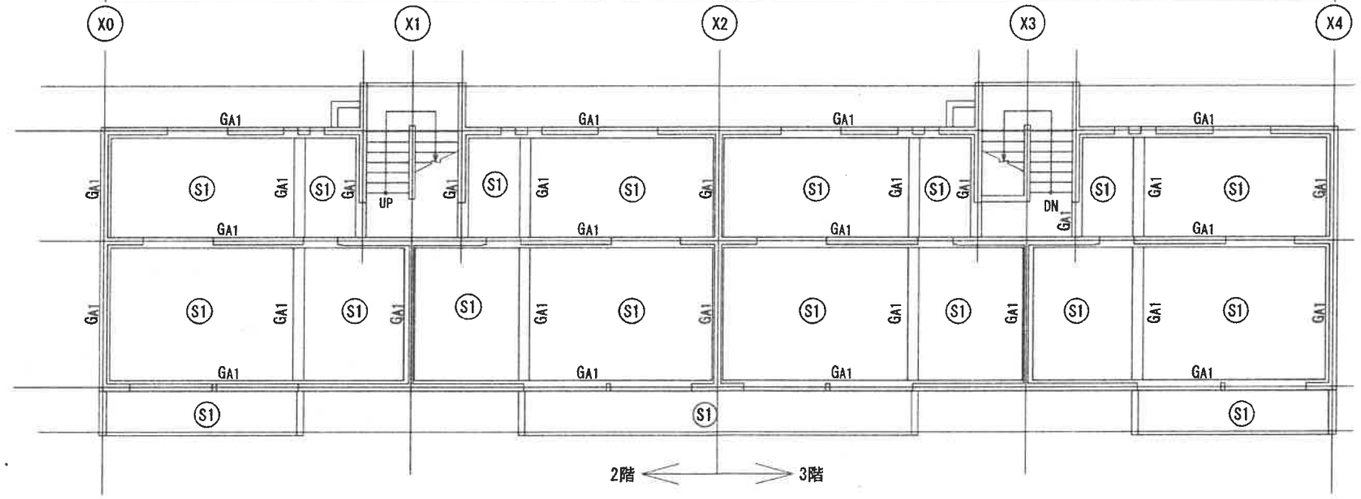
（想定図）



2・3階軸組み図　1/100

（見下げ）

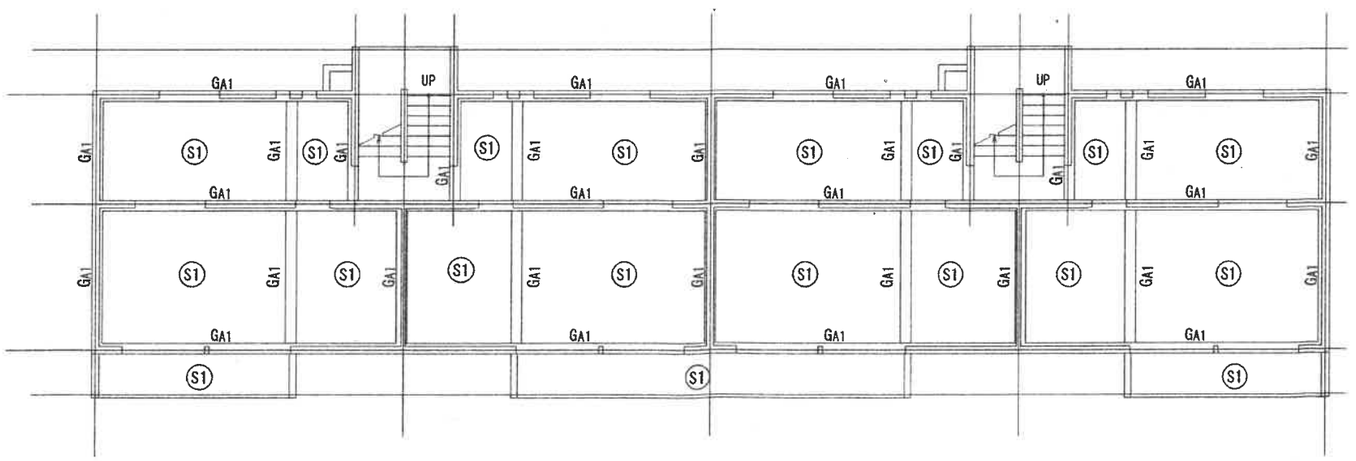
（想定図）



1階軸組み図　1/100

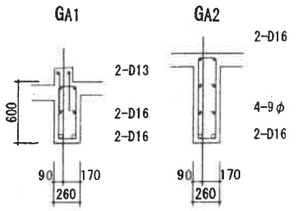
（見下げ）

（想定図）

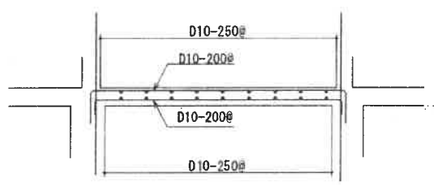


凡例

・壁は全てW18



断面図　1/40　（想定図）



断面図　1/40　（想定図）

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0701号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市富根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

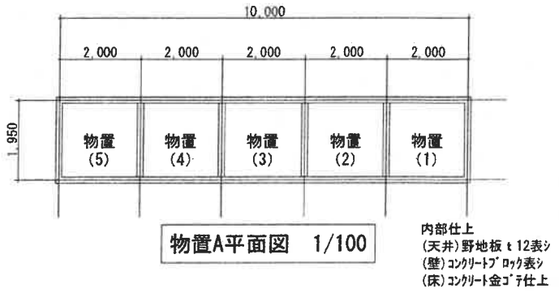
図面名　軸組図

縮尺　S=1:100, 1:40

図面番号　A-10

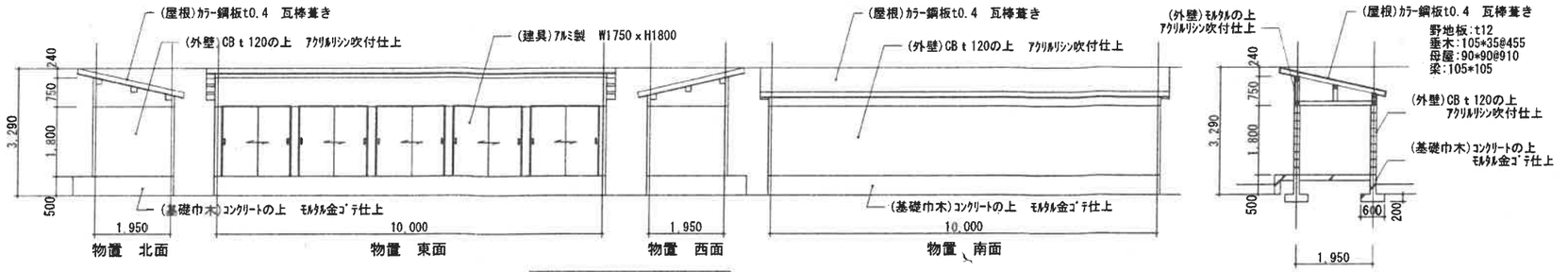
令和8年度

区分

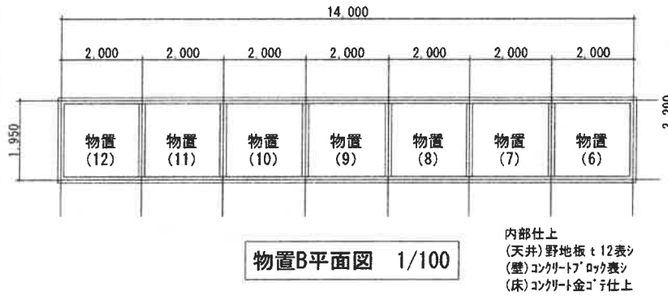


物置A平面図 1/100

内部仕上
(天井)野地板 t 12表シ
(壁)ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ表シ
(床)ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ仕上



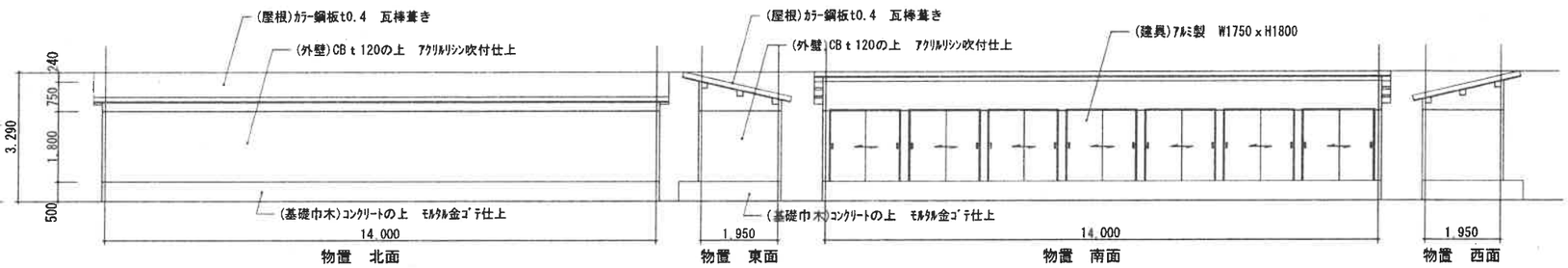
物置A立面図 1/100



物置B平面図 1/100

内部仕上
(天井)野地板 t 12表シ
(壁)ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ表シ
(床)ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ仕上

内部仕上
(天井)野地板 t 12表シ
(壁)ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ表シ
(床)ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ仕上



物置B立面図 1/100

(屋根)ｶﾗｰ鋼板t0.4 瓦棒葺き

(屋根)ｶﾗｰ鋼板t0.4 瓦棒葺き

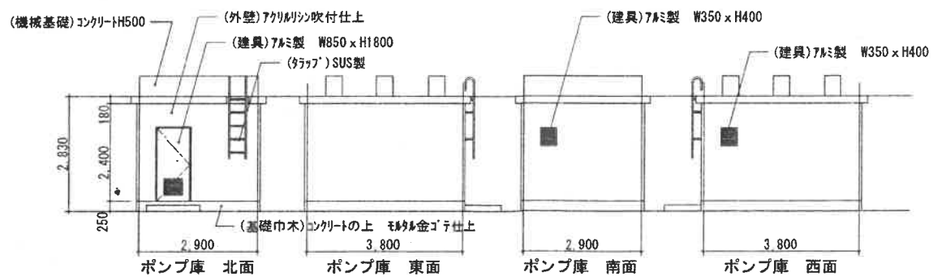
(外壁)ﾓﾙﾀﾙの上 ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付仕上

(屋根)ｶﾗｰ鋼板t0.4 瓦棒葺き

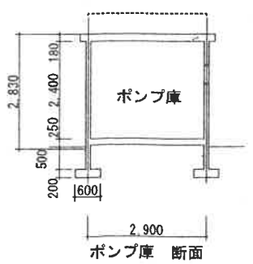
内部仕上
(天井)ｺﾝｸﾘｰﾄ表シ
(壁)ﾛｯｸｳｰﾙ吹付 t 30(ｱｽﾍﾞｽﾄ含有無シ)
(床)ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ仕上



ポンプ庫平面図 1/100

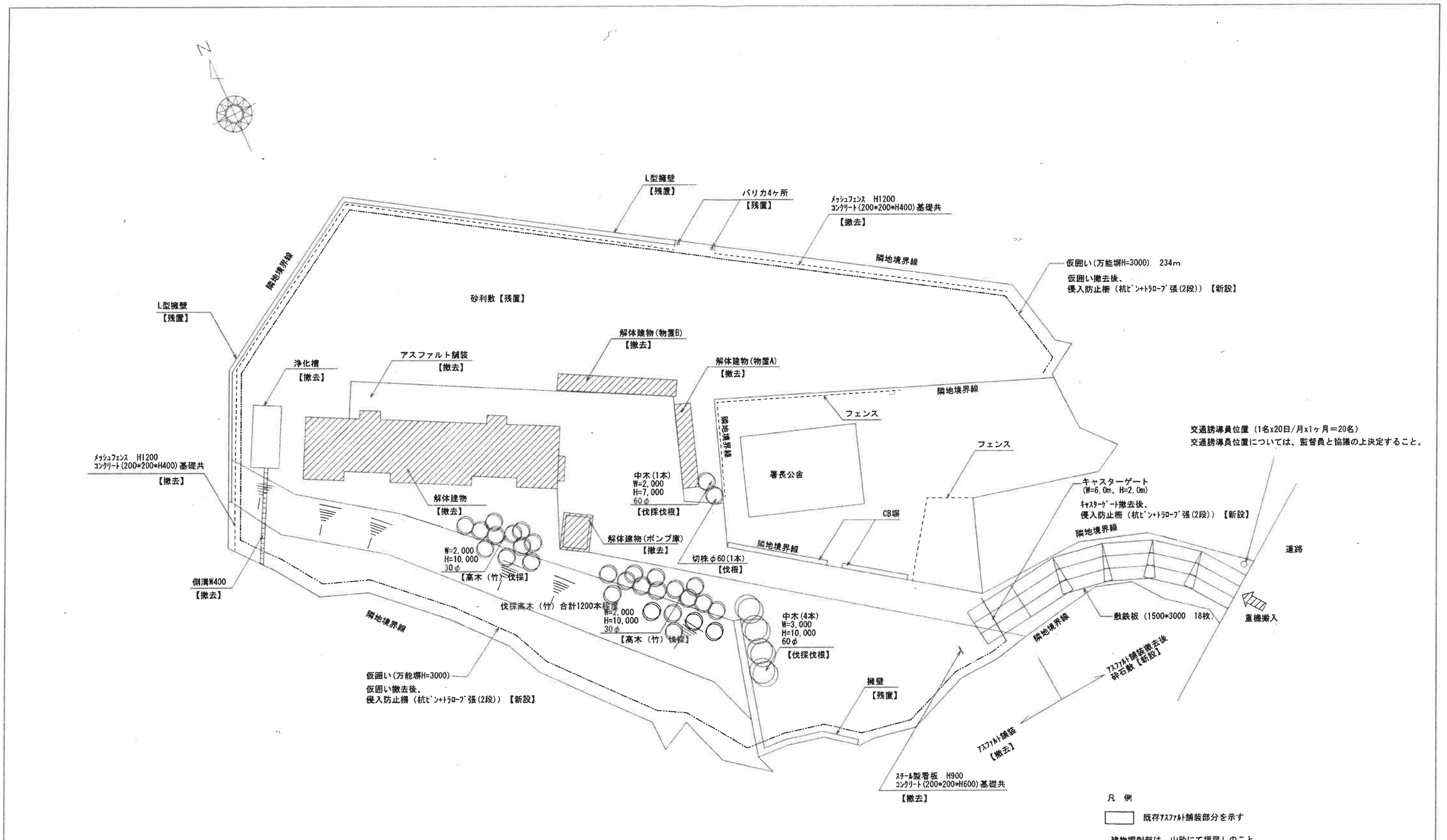


ポンプ庫立面図 1/100



MEMO	株式会社 濤水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号 一級建築士 建設大臣登録 第53563号 濤水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 ポンプ庫・物置	図面番号 A-11
					縮尺 S=1:100, 1:50	区分

令和8年度



仮設計画図・外構図 S=1:300

MEMO

株式会社 濱水公夫研究所
一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号
一級建築士 建設大臣登録 第53563号 濱水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

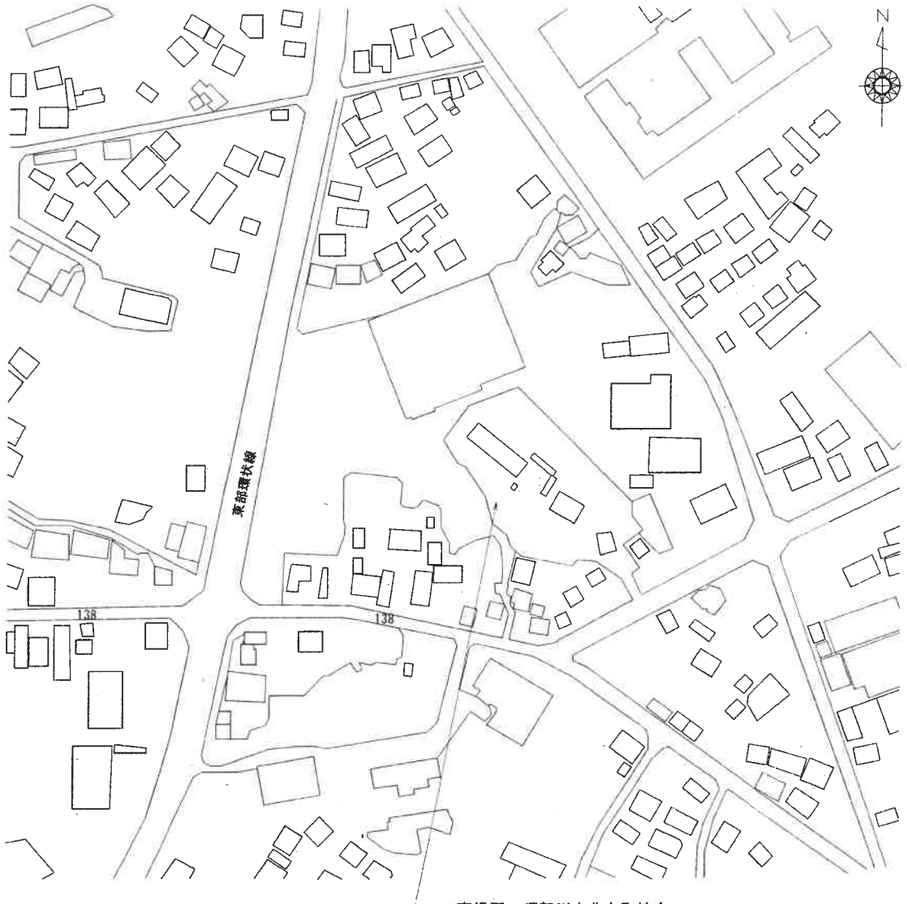
図面名 仮設計画図・外構図

縮尺 S=1:300

図面番号 A-12

令和8年度

区分



工事場所　須賀川市北上町地内

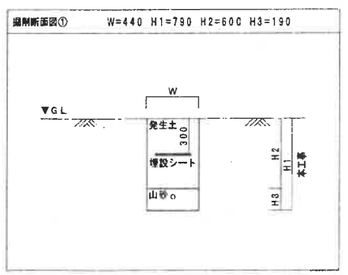
案内図　1/2000



主な工事内容

建物解体
- 3階建公舎+プロパン庫
- 物置A、物置B
- ポンプ庫
- 浄化槽

外構解体
- アスファルト舗装
- 樹木



FEP管相互間隔寸法		
呼び径	参考外径	間　隔
FEP30	40mm	50mm
FEP40	54mm	50mm
FEP50	65mm	50mm
FEP65	85mm	70mm
FEP80	102mm	70mm
FEP100	130mm	70mm

※掘削余幅は200mm以上とする。
※埋め戻しは300mmごとにつき固めを行うこと。
※保護土かぶりは50mm以上とする。
※保護土敷厚は100mm以上とする。

配置図　1/500

特記事項

1:図中細点線以外の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
　ただし、躯体埋設の配管とﾎﾞｯｸｽ類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:東北電力柱、NTT柱は工事対象外とする。

MEMO

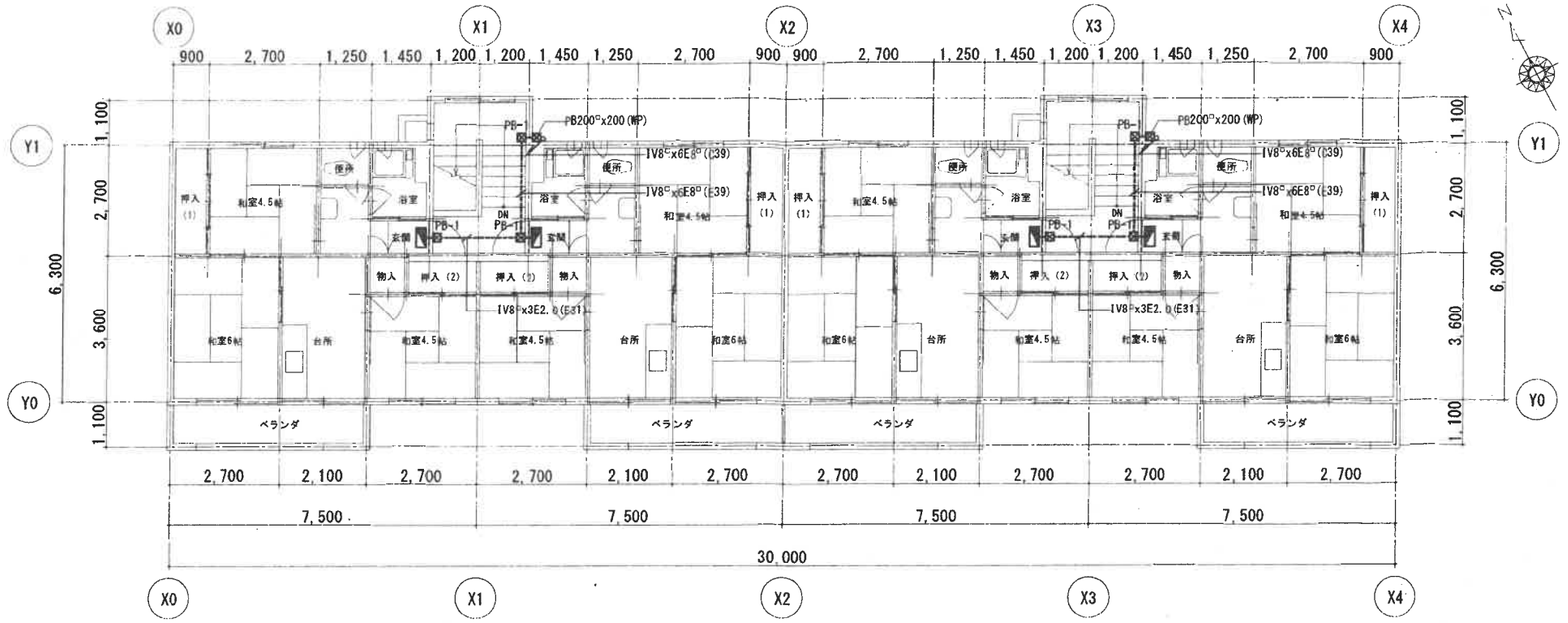
株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　施設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

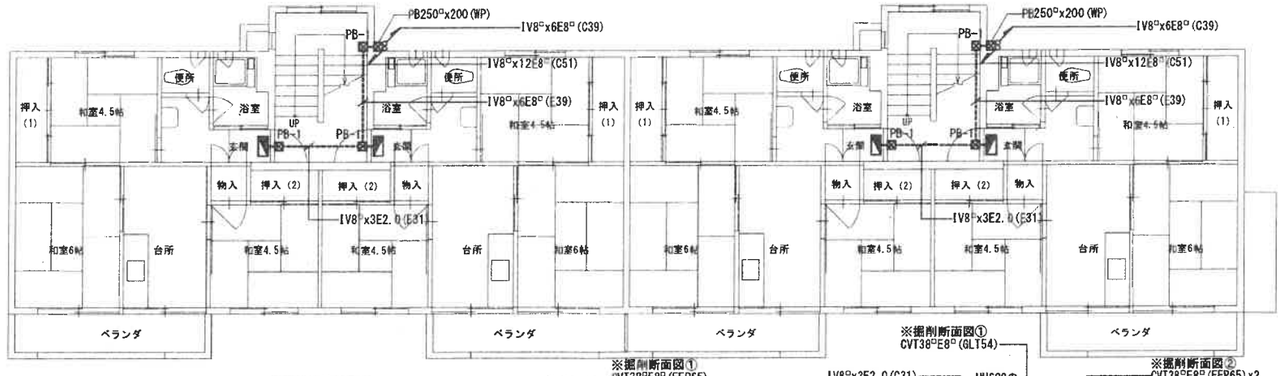
工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名　案内図・配置図
縮尺　S=1:500,　1:2000
図面番号　E-1
区分
令和8年度

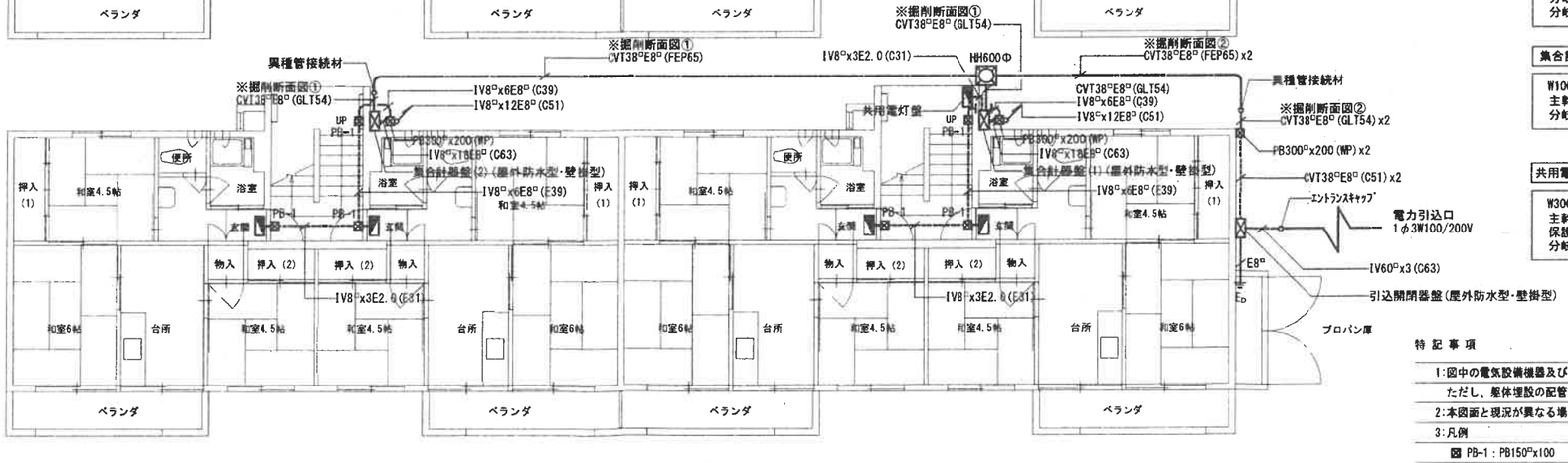
3階平面図　1/100



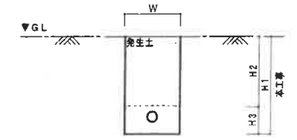
2階平面図　1/100



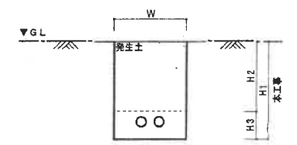
1階平面図　1/100



掘削断面図①　W=490 H1=840 H2=600 H3=240



掘削断面図②　W=640 H1=840 H2=600 H3=240



FEP管相互間隔寸法

呼び径	参考外径	間　隔
FEP30	40mm	50mm
FEP40	54mm	50mm
FEP50	65mm	50mm
FEP65	85mm	70mm
FEP80	102mm	70mm
FEP100	130mm	70mm

※掘削余幅は200mm以上とする。
※埋め戻しは300mmごとにつき固めを行うこと。
※保護土かぶりは50mm以上とする。
※保護土敷厚は100mm以上とする。

引込開閉器盤　屋外防水・壁掛型

W600xH1000xD210
MCB3P225AF/125ATx2

集合計器盤(1)　屋外防水・壁掛型

W1000xH1400xD210
主幹)MCB3P225AF/125ATx1
分岐)MCB3P50AF/30ATx6
分岐)MCB2P50AF/20ATx1

集合計器盤(2)　屋外防水・壁掛型

W1000xH1400xD210
主幹)MCB3P225AF/125ATx1
分岐)MCB3P50AF/30ATx6

共用電灯盤　屋外防水・壁掛型

W300xH300xD100
主幹)MCB2P15AT
保護)ELB2P30AF/20AT
分岐)MCB2P30AF/20ATx2

特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
ただし、躯体埋設の配管とボックス類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:凡例
⊠ PB-1：PB150□x100
HH600Φ：ハンドホールH1-6型

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(S12)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53863号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名：須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名：幹線設備　1～3階平面図（解体）

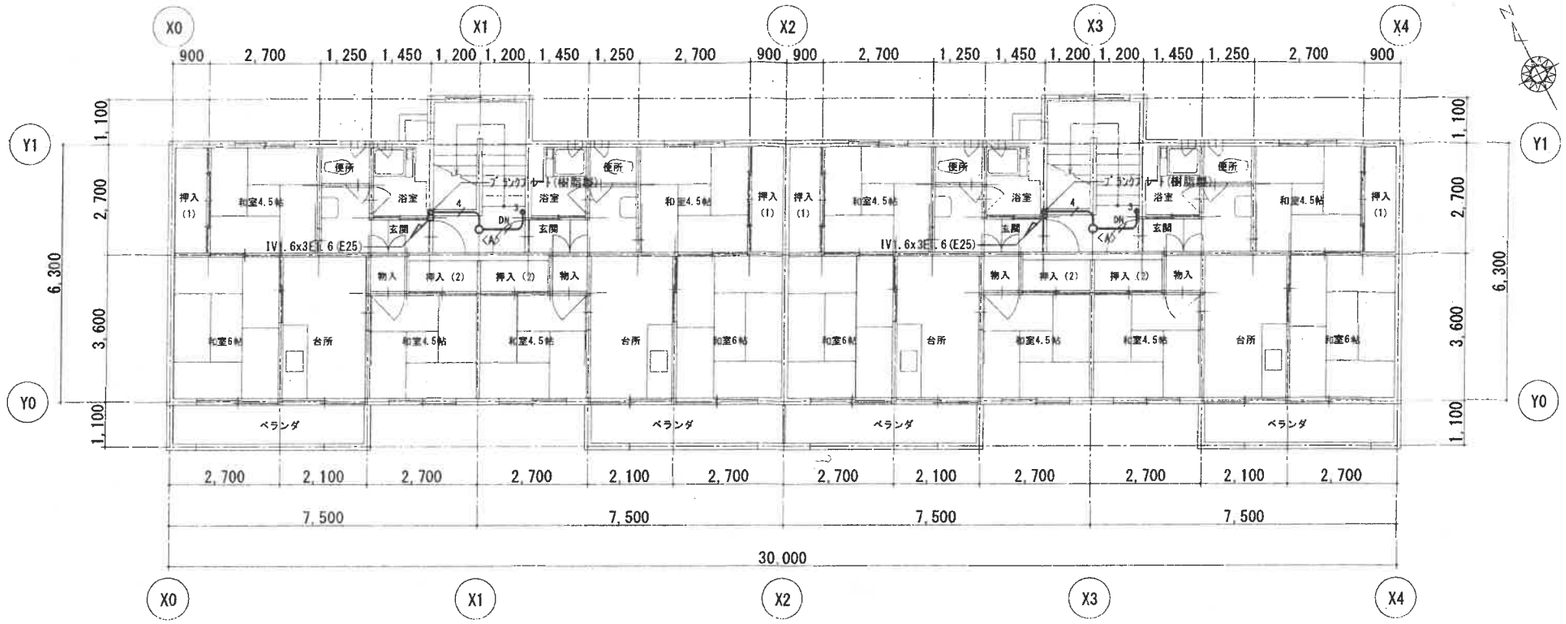
縮尺：S=1:100

図面番号：E-2

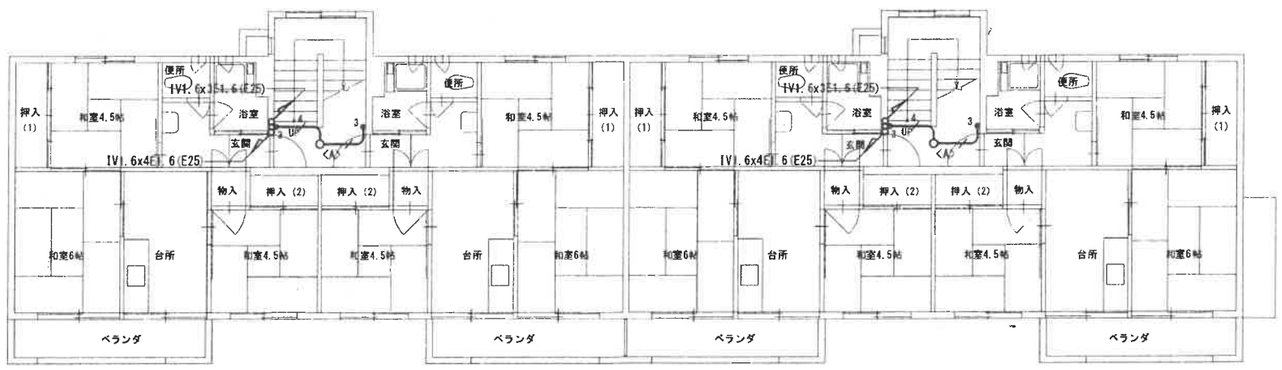
令和8年度

区分

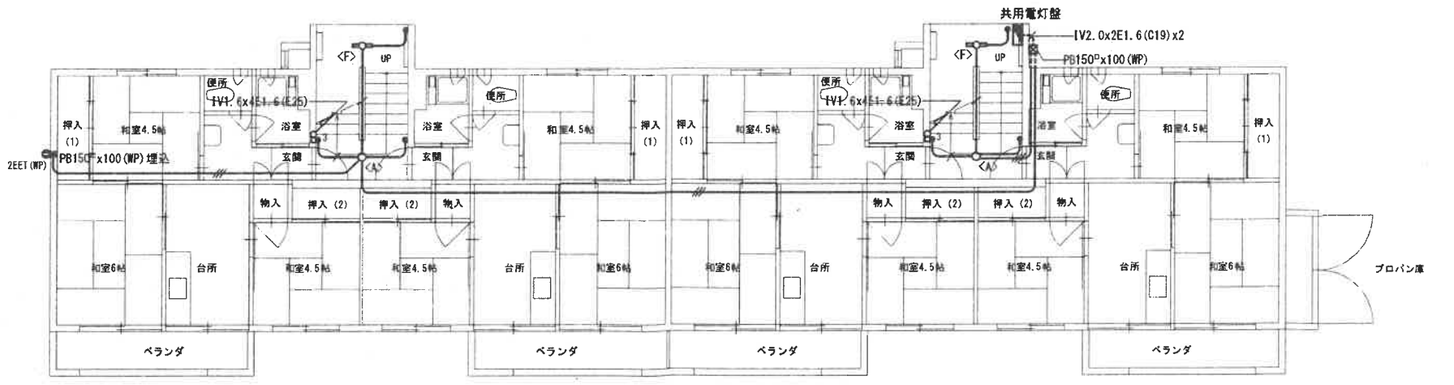
3階平面図　1/100



2階平面図　1/100



1階平面図　1/100



撤去器具表		
名　称／凡　例	仕　様	数量
照明器具 A	EL60W×1 シーリングライト	6
照明器具 F	FL10W ブラケット	2
配線器具	2EET (WP) 防水コンセント（2個用・接地付 E・P兵）	1

※ 配線器具プレートは樹脂製

特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
ただし、躯体埋設の配管とボックス類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:特記なき配管配線は下記による。

- IV1.6×2 (E19)
- IV1.6×3 (E19)
- IV1.6×4 (E19)
- IV2.0×3 (E19)

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名：須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名：共用部電灯設備　1～3階平面図（解体）

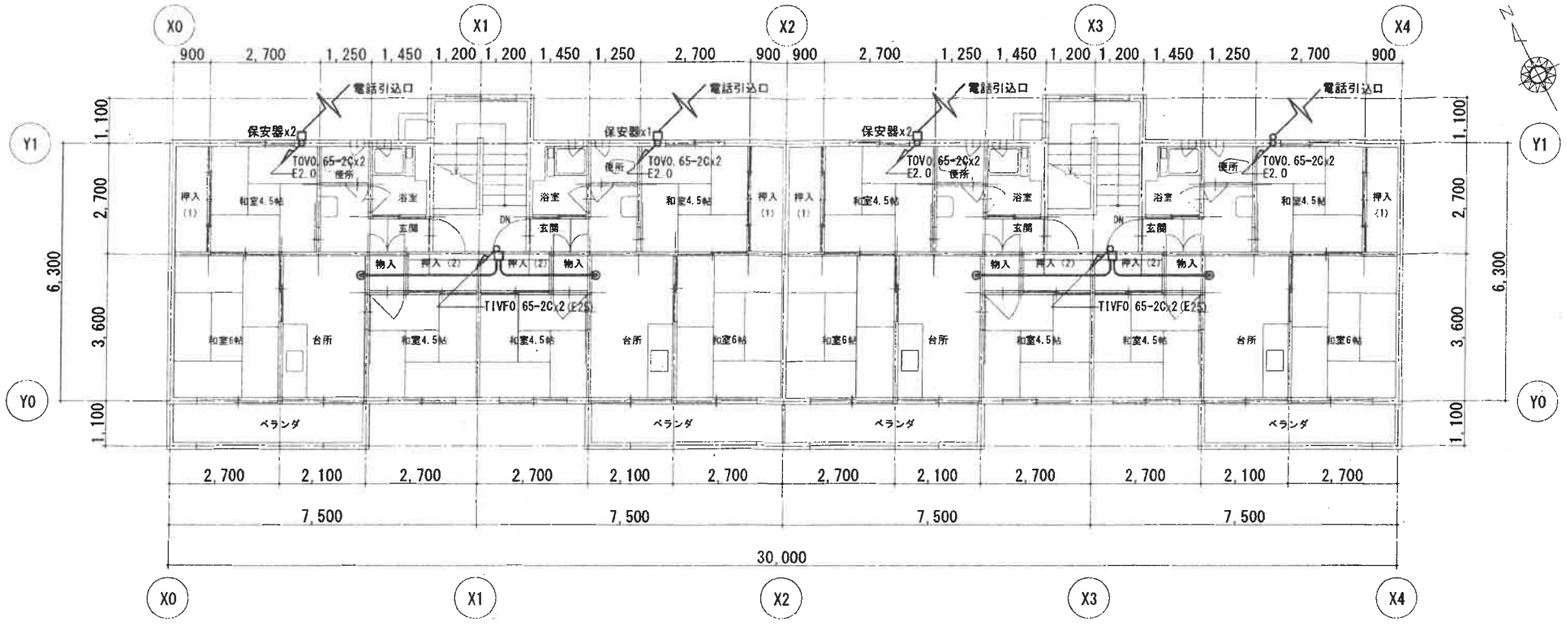
縮尺：S=1:100

図面番号：E-3

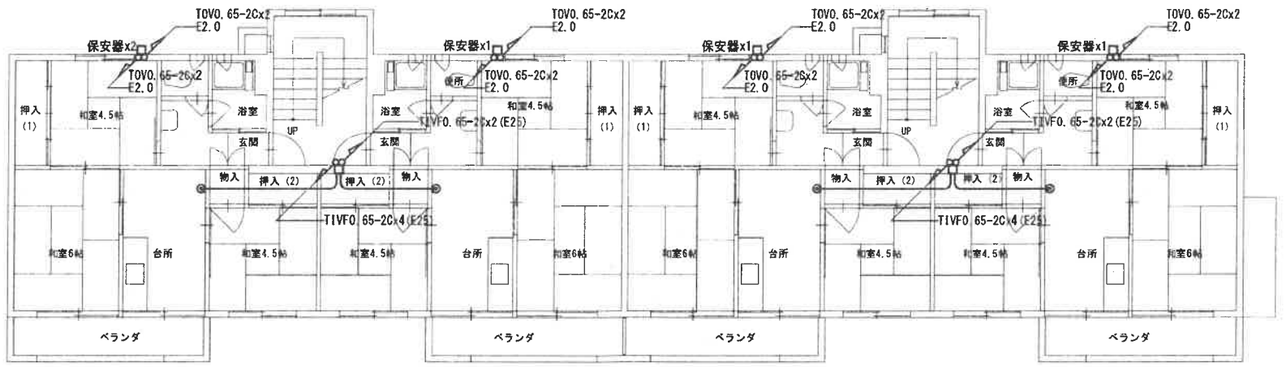
令和8年度

区分

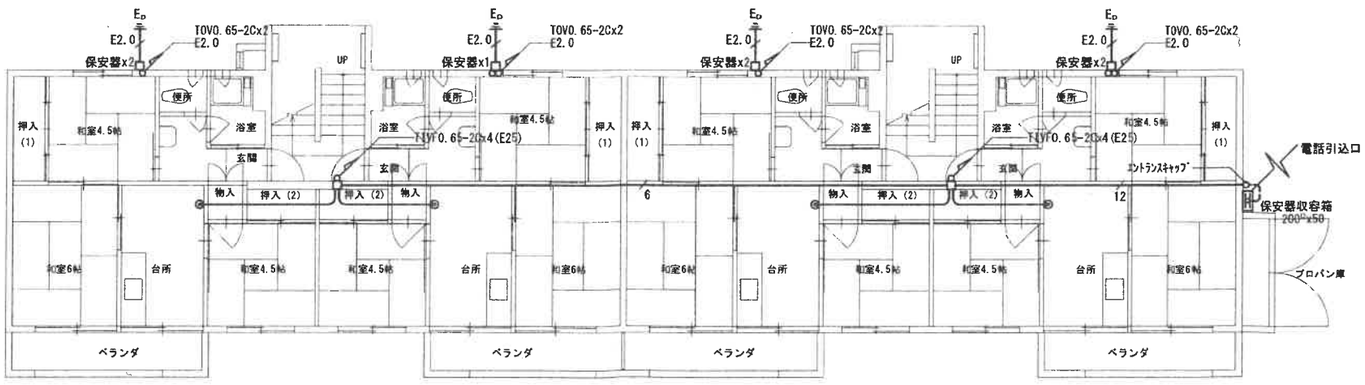
3階平面図　1/100



2階平面図　1/100



1階平面図　1/100

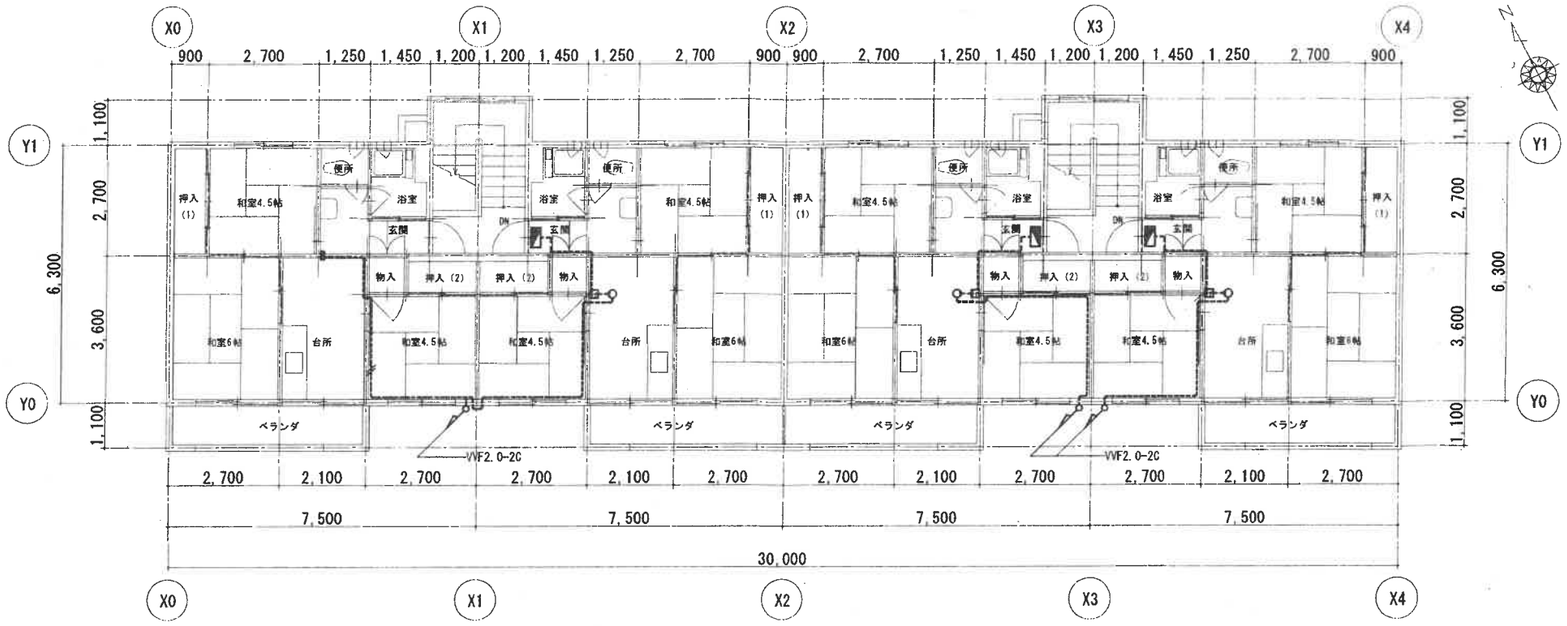


特記事項

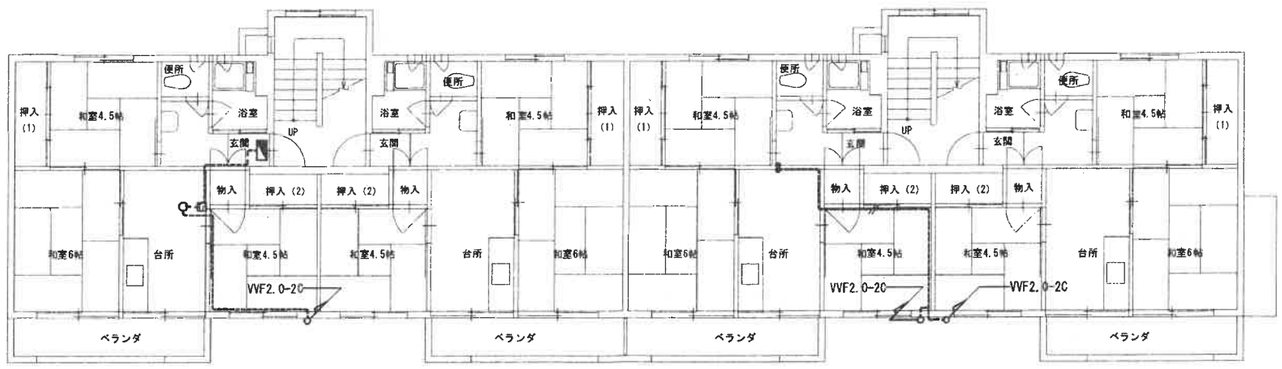
1：図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
　ただし、躯体埋設の配管とﾎﾞｯｸｽ類は建築工事で計上とする。
2：本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3：特記なき配線は下記による。
　——— TIVFO.65-2C(E19)
　—/6— TIVFO.65-2Cx6(E31)
　—/12— TIVFO.65-2Cx12(E39)
4：凡例
　Ⓑ　：はとめﾌﾟﾚｰﾄ

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 構内交換設備　1～3階平面図（解体） 縮尺 S=1:100	図面番号 E-4 区分	令和8年度

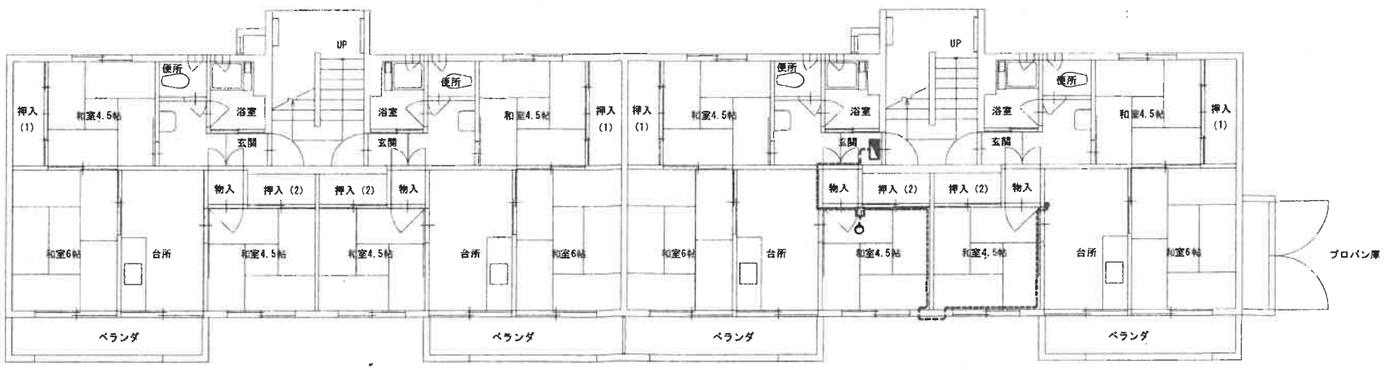
3階平面図　1/100



2階平面図　1/100



1階平面図　1/100



特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
ただし、躯体埋設の配管とｷﾞｬｽ類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:特記なき配管配線は下記による。
VVF2.0-2C
VVF2.0-2Cx2
4:凡例
○ ：表示灯　50x50x30　天井ー100取付
▣ ：50VAトランス　100x200x100　天井ー300取付
● ：露出スイッチ　1P15Ax1

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(612)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名：須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名：情報表示設備　1～3階平面図（解体）

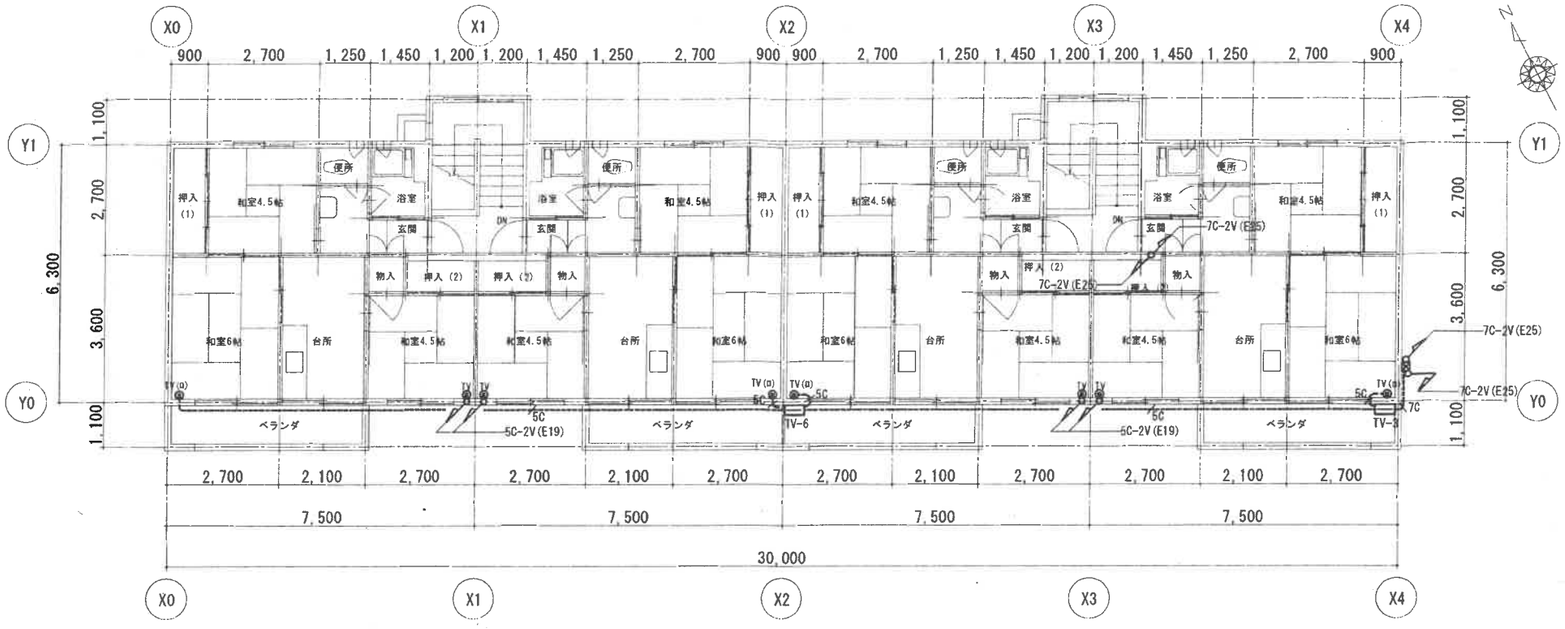
縮尺：S=1:100

図面番号：E-5

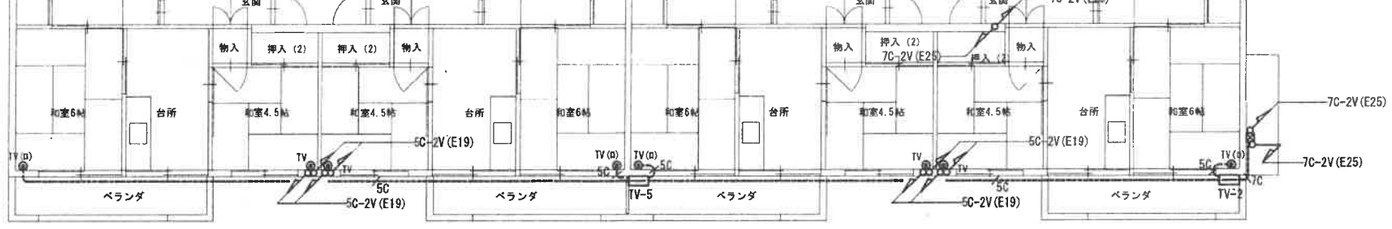
令和8年度

区分

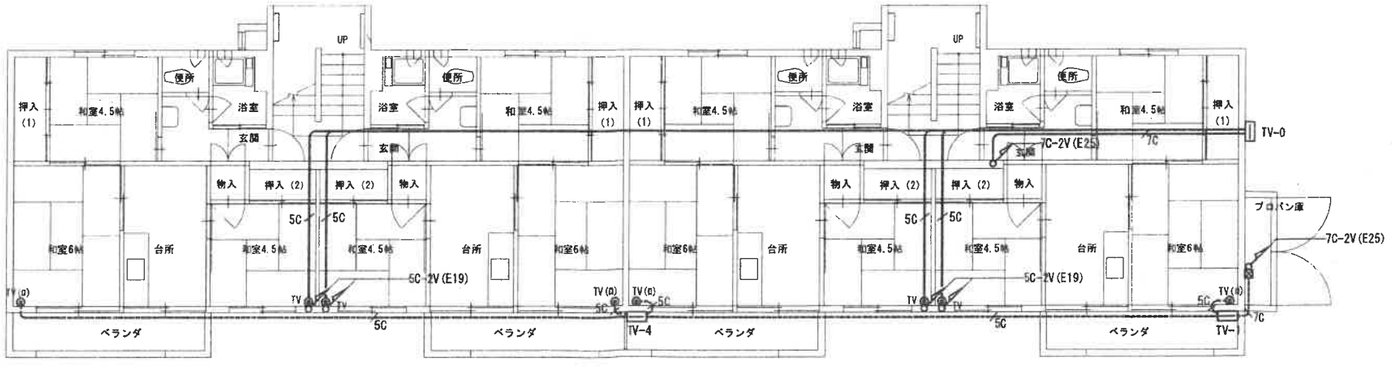
3階平面図　1/100



2階平面図　1/100



1階平面図　1/100



TV-0　屋外防水・埋込型

W550xH600xD150
U-V増幅器
4分配器
露出コンセント1口

TV-1～3　露出・壁掛型

W400xH450xD125
2分岐器

TV-4～6　露出・壁掛型

W400xH450xD125
4分配器

特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
ただし、躯体埋設の配管とボックス類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:特記なき配線は下記による。

- 7C-2V (E25)
- 5C-2V (E19)
- 7C-2V (C25)
- 5C-2V (C19)

4:凡例

- ▣ : PB300Px150 (WP)
- ◉TV: テレビ端子　※傍記(D)は露出スイッチボックスを表す。

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名：須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

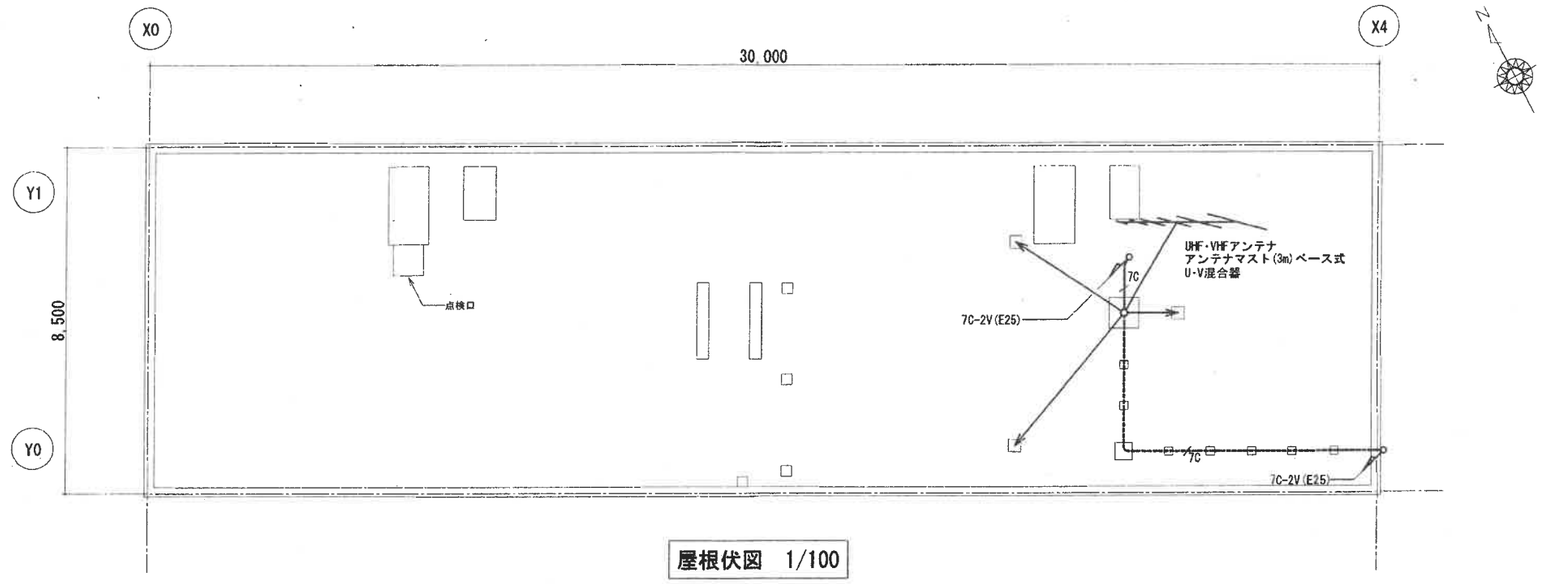
図面名：テレビ共同受信設備　1～3階平面図（解体）

縮尺：S=1:100

図面番号：E-6

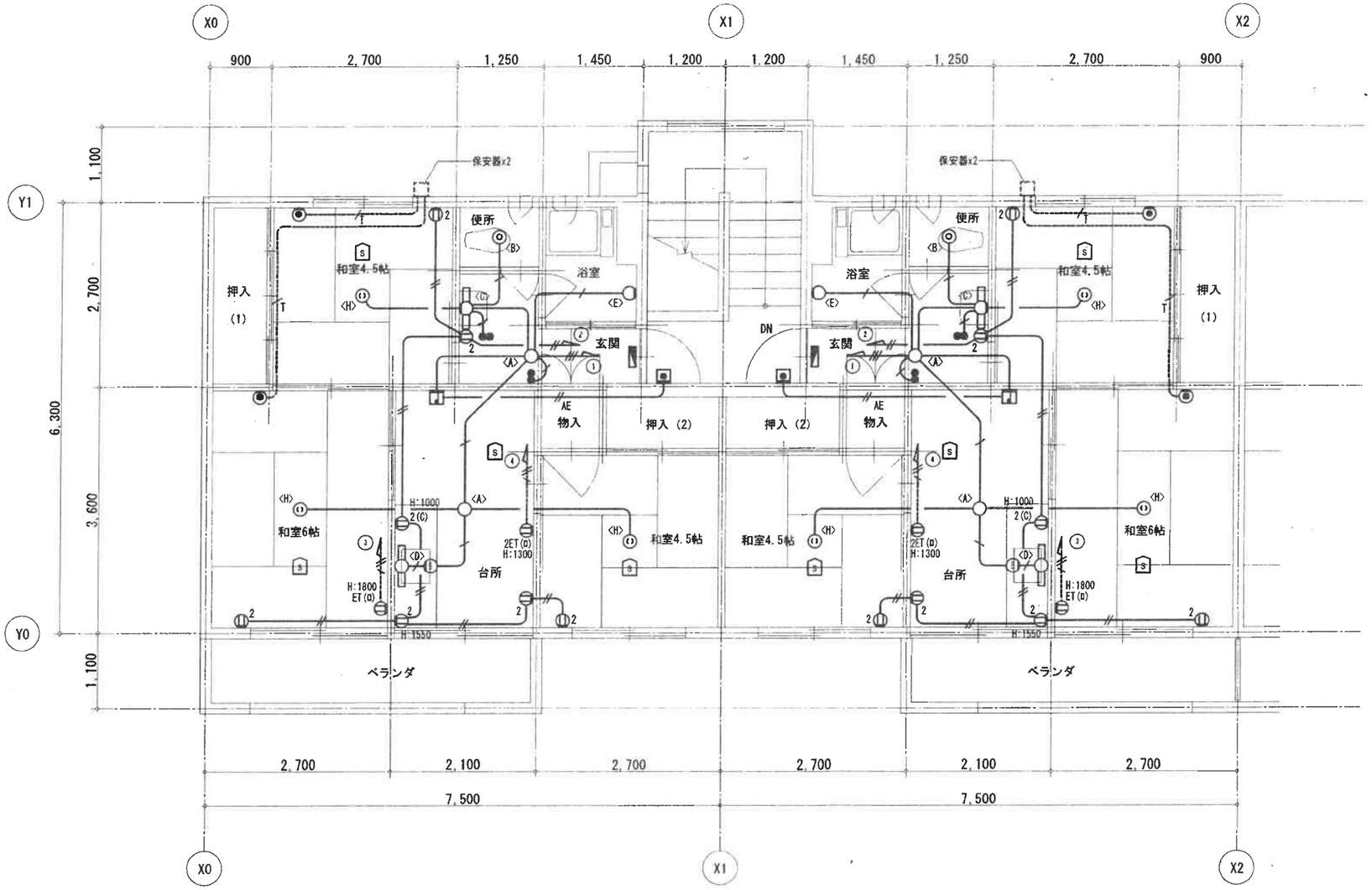
令和8年度

区分



屋根伏図　1/100

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 テレビ共同受信設備　屋根伏図（解体）	図面番号 E-7	令和8年度
					縮尺 S=1:100	区分	



平面詳細図　1/50

各戸分電盤　ホーム分電盤　樹脂製・露出型

W300xH300xD70
主幹)ELB3P30AF/30ATx1
分岐)MCB2P30AF/20ATx5

撤去器具表（1住戸内）

名称／凡例	仕様	数量
照明器具 A	EL60W×1 シーリングライト	2
照明器具 B	EL60W×1 ダウンライト	1
照明器具 C	FL10W×1 ブラケット	1
照明器具 D	FL10W×1 トラフ CPSW付	1
照明器具 E	EL60W×1 ブラケット	1
照明器具 H	FCL30W+40W ペンダント	3
配線器具	チャイム用押しボタン	1
配線器具	チャイムAG1007Z合打	1
配線器具	電話用アウトレット	2
配線器具	埋込スイッチ(1P15Ax2 B・P共)	2
配線器具 2	埋込コンセント(2個用 B・P共)	6
配線器具 ET	埋込コンセント(1個用ET付 B・P共)	1
配線器具 2ET	埋込コンセント(2個用ET付 B・P共)	1
配線器具 C	引掛シーリング	3
配線器具 B	ブランクプレート(B共)	1
住宅用火災警報器 S	直付 電池式	4

※ 配線器具プレートは樹脂製
※ 符記(D)は露出スイッチボックス、(C)は金属製カバーを表す。

特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
　ただし、躯体埋設の配管とｶﾞｯｸｽ類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:特記なき配管配線は下記による。

- IV1.6×2 (C19)
- IV1.6×3 (C19)
- IV2.0×2 (C19)
- IV2.0×3 (C19)
- VVF2.0-3C (Fｹｰﾌﾞﾙ)
- AE1.2-2C (C19)
- T IVF0.65-2C

MEMO

株式会社 清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)020T号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市麓根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名：須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名：住戸詳細図（解体）

縮尺：S=1:50

図面番号：E-8

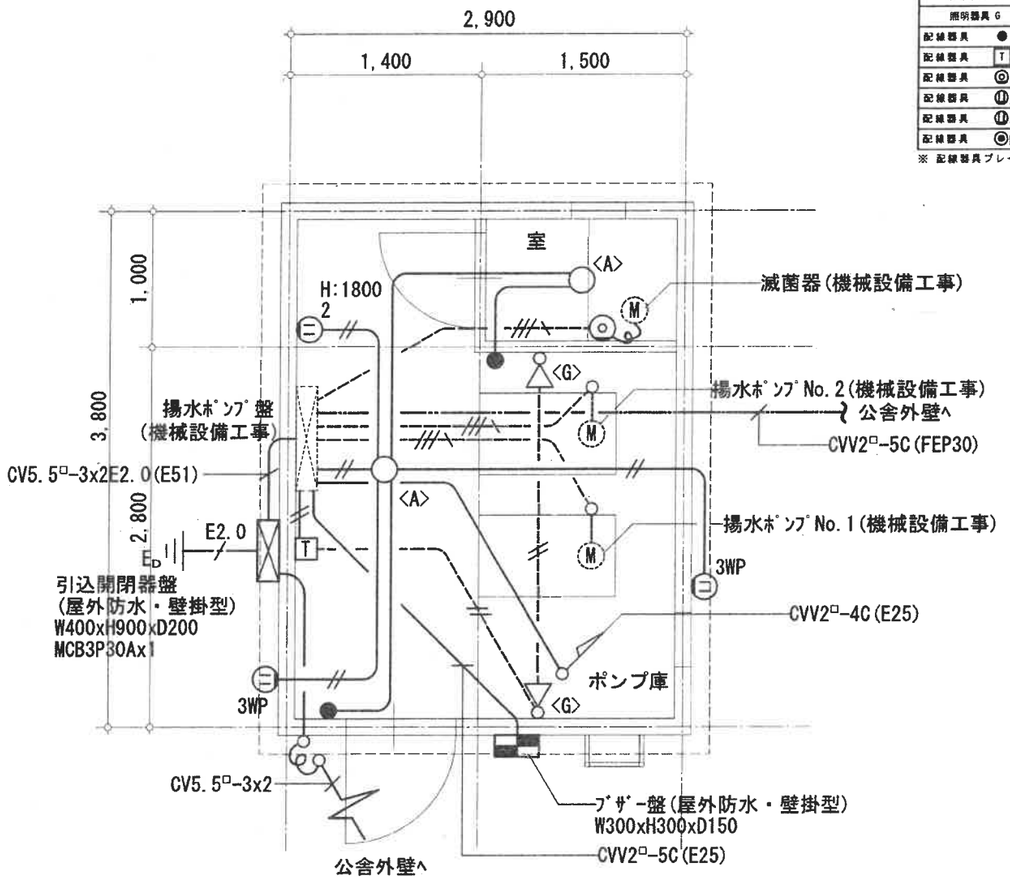
令和8年度

区分

撤去器具表

名　称／尺　例	仕　様	数量
照明器具 A	IL60W×1 シーリングライト	2
照明器具 G	赤外線電球×1 受金具　IL250W×1	2
配線器具 ●	埋込スイッチ(1P15Ax B・P共)	2
配線器具 T	タイマスイッチ	1
配線器具 ◎	はとめプレート	1
配線器具 ⊟2	埋込コンセント(2個用 B・P共)	1
配線器具 ⊟3WP	防水コンセント(3個用ET付 B・P共)	2
配線器具 ◉LF4	フロートレススイッチ 4極	1

※ 配線器具プレートは新金属製

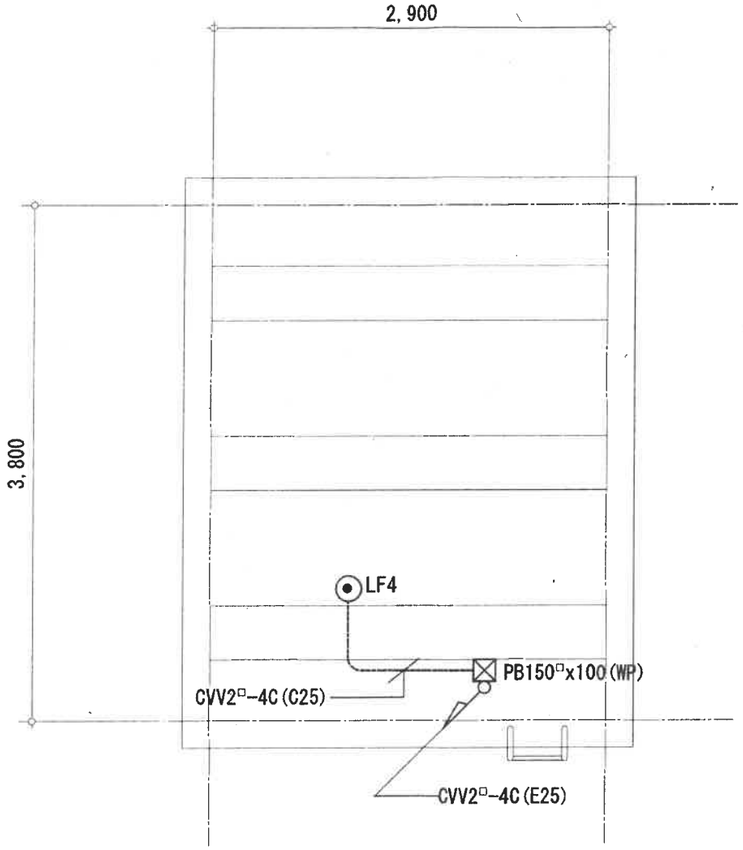


ポンプ庫平面図　1/30

特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
ただし、躯体埋設の配管とダクト類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。
3:特記なき配管配線は下記による。

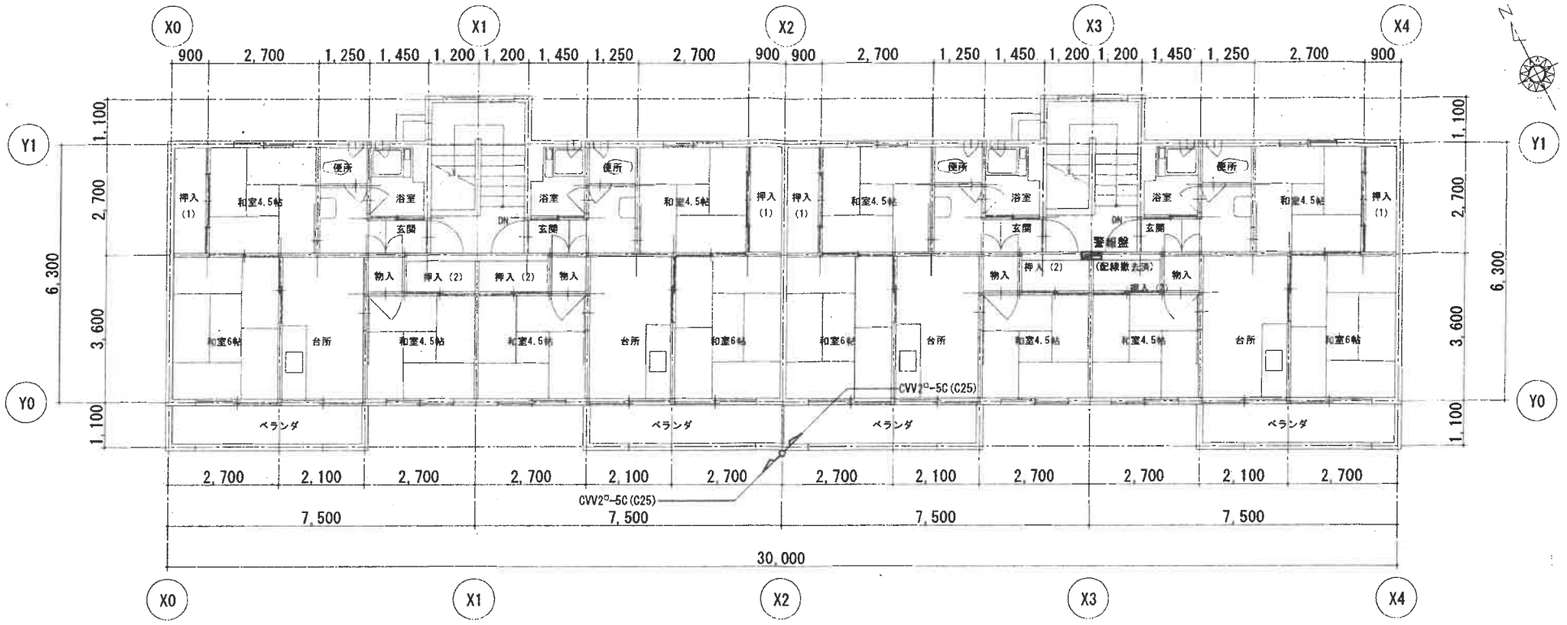
———	IV1.6×2 (E19)
———//	IV2.0×2 (E19)
———//———	IV2.0×2 (G19)
———//ヘ———	IV2.0×4 (G22)



ポンプ庫屋根伏図　1/30

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 ポンプ庫　電気設備図（解体）	図面番号 E-9	令和8年度
					縮尺 S=1:30	区分	

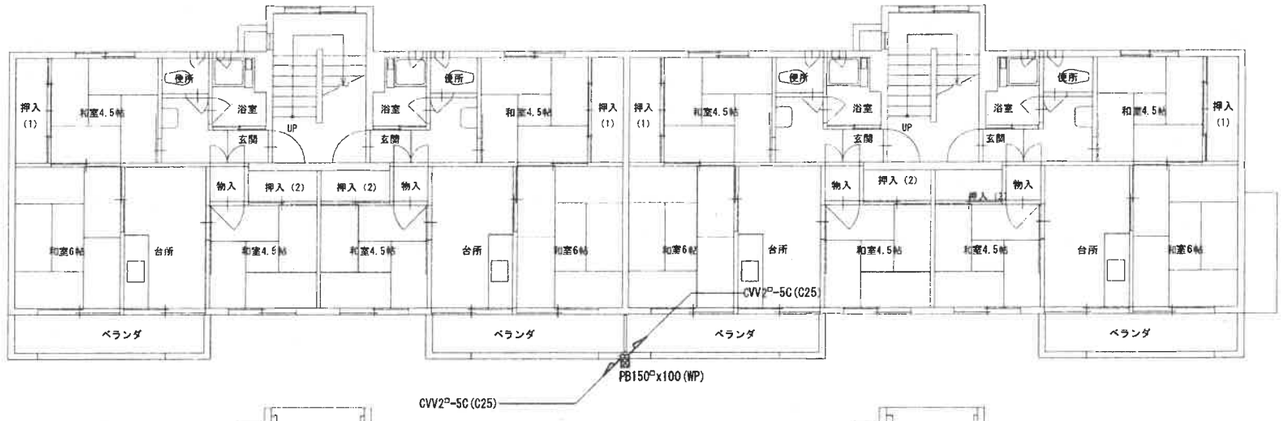
3階平面図　1/100



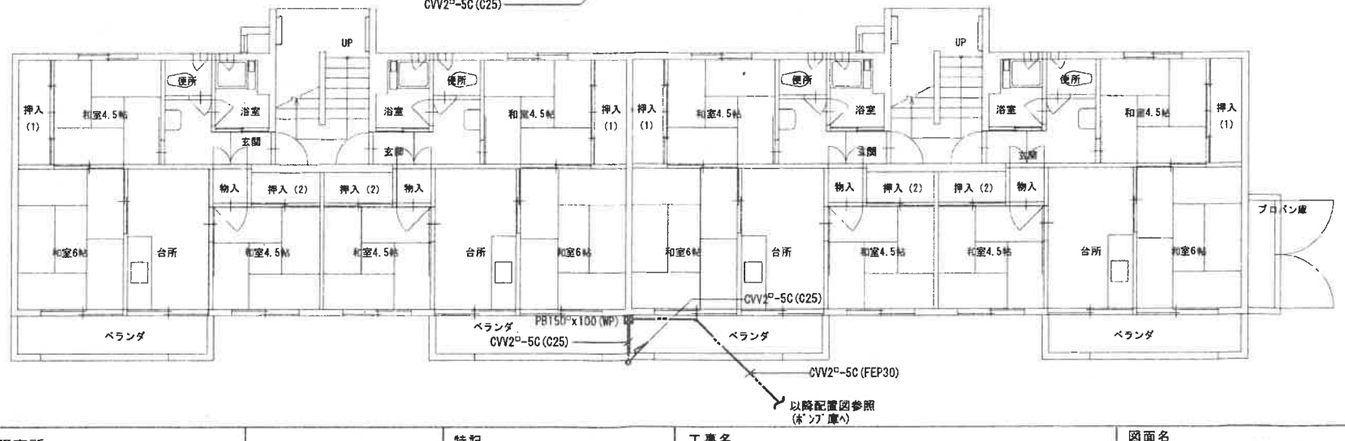
警報盤　埋込型

W200xH300xD100
高水位警報
低水位警報
ブザー付

2階平面図　1/100



1階平面図　1/100



特記事項

1:図中の電気設備機器及び配管配線一式を撤去する。
ただし、躯体埋設の配管とボックス類は建築工事で計上とする。
2:本図面と現況が異なる場合は現況を優先する。

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

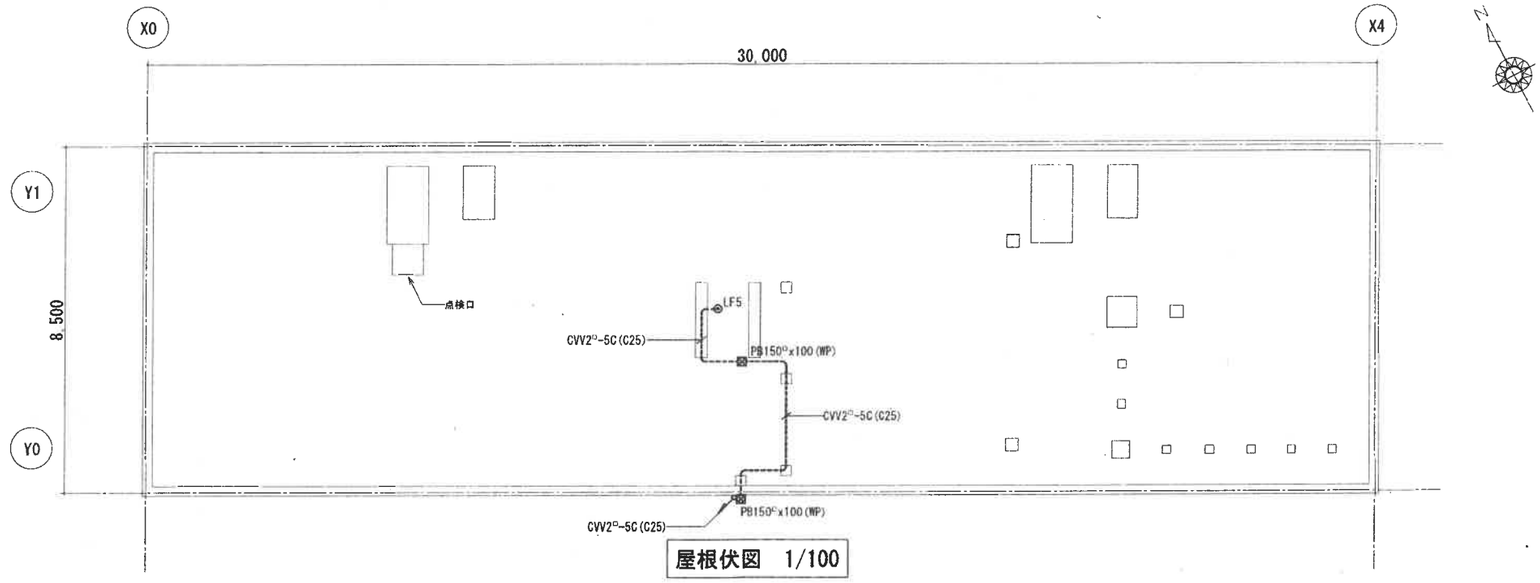
図面名　給水警報設備　1～3階平面図（解体）

縮尺　S=1:100

図面番号　E-10

令和8年度

区分



屋根伏図　1/100

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名
須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名　給水警報設備　屋根伏図（解体）

縮尺　S=1:100

図面番号　E-11

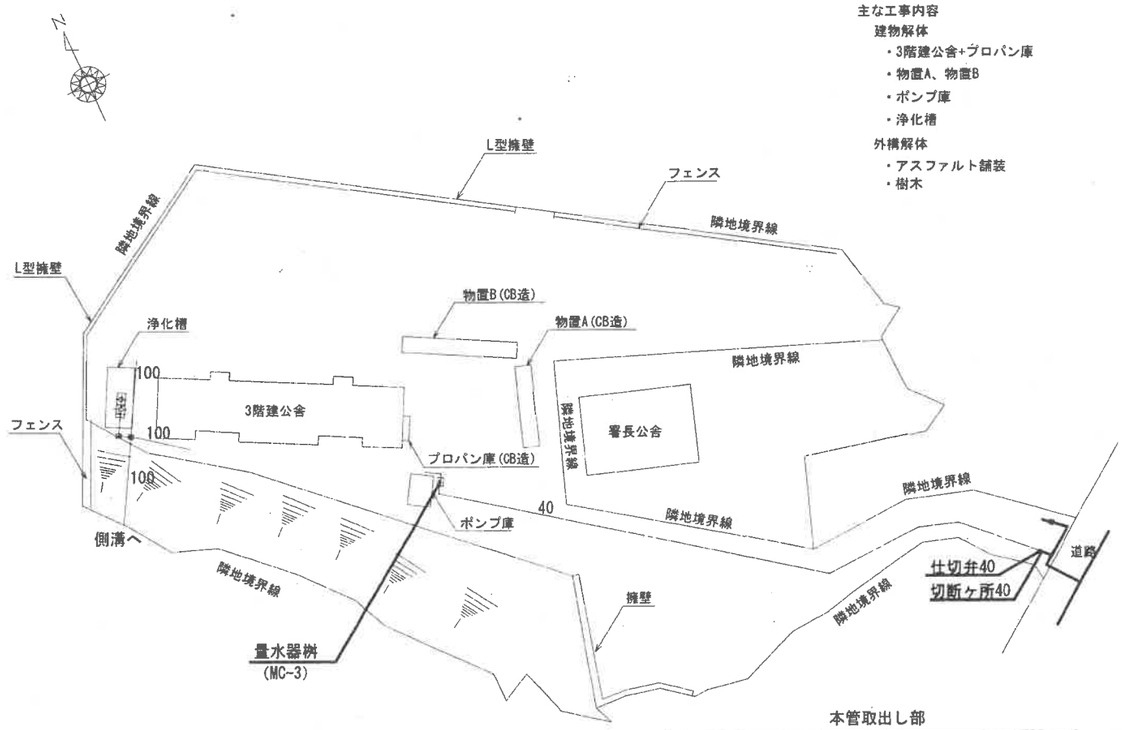
令和8年度

区分



工事場所　須賀川市北上町地内

案内図　1/2000



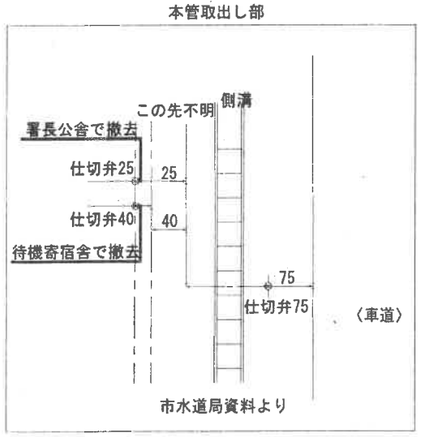
配置図　1/500

主な工事内容

建物解体
- 3階建公舎+ブロパン庫
- 物置A、物置B
- ポンプ庫
- 浄化槽

外構解体
- アスファルト舗装
- 樹木

本管取出し部



市水道局資料より

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 案内図・屋外配管図	図面番号 M-01	令和8年度
					縮尺 S=1:500, 1:2000	区分	

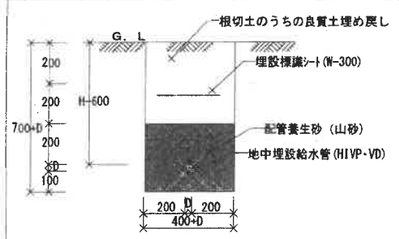
凡　例

シンボル	管　種	仕　様	シンボル	管　種	仕　様	シンボル	管　種	仕　様
———	屋外地中埋設給水管	硬質塩化ビニル管（JISK6741・VP）	———	雑排水管	配管用炭素鋼鋼管（JISG3452・SGP白）			
———	屋内地中埋設給水管		———(———	汚水管	配管用炭素鋼鋼管（JISG3452・SGP白）			
———	一般給水管	水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管（JWWAK116・SGP-VB）	- - - - - -	通気管	配管用炭素鋼鋼管（JISG3452・SGP白）			
			———	屋外排水管	硬質塩化ビニル管（JISK6741・VP）			

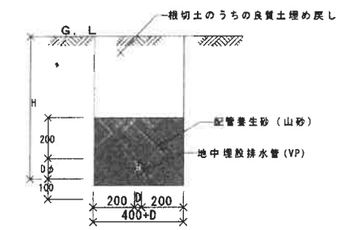
給水衛生設備器具表（新設）

記号			仕　様	部屋名							参考型番	
						各部屋						
				屋外	ポンプ・受水槽	各室浴室	各室便所	各室洗面所	各室台所	屋上	備　考	合計
P－1		揚水ポンプ	200V x 3φ x 1.5KW その他付属品一式		2							2
J－1		浄化槽	合併処理浄化槽、FRP製 40人槽、ブロアポンプ共 その他付属品一式		1							1
T－1		受水槽	FRP製、2000 x 2000 x 2000H 一槽式、電極座 その他付属品一式		1							1
T－2		高架水槽	FRP製、1500 x 1500 x 1200H 一槽式、電極座 その他付属品一式							1		1
T－3		薬注タンク	樹脂製タンク（ポンプ付）、５０Ｌ ホース その他付属品一式		1							1
C－1		洋風便器	床置大便器 コーナータンク式 その他付属品一式				12					12
L－1		洗面器	壁掛型 単水栓 その他付属品一式					12				12
K－1		給湯機	バランス式追炊き給湯機 強制吸排気方式、煙突（ＳＵＳ） その他付属品一式			12						12

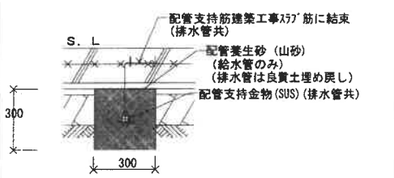
屋外給水管地中埋設要領図　SC=1/20



屋外排水管地中埋設要領図　SC=1/20



屋内給水管・排水管・給湯管地中埋設要領図　SC=1/20



MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　瀞股大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

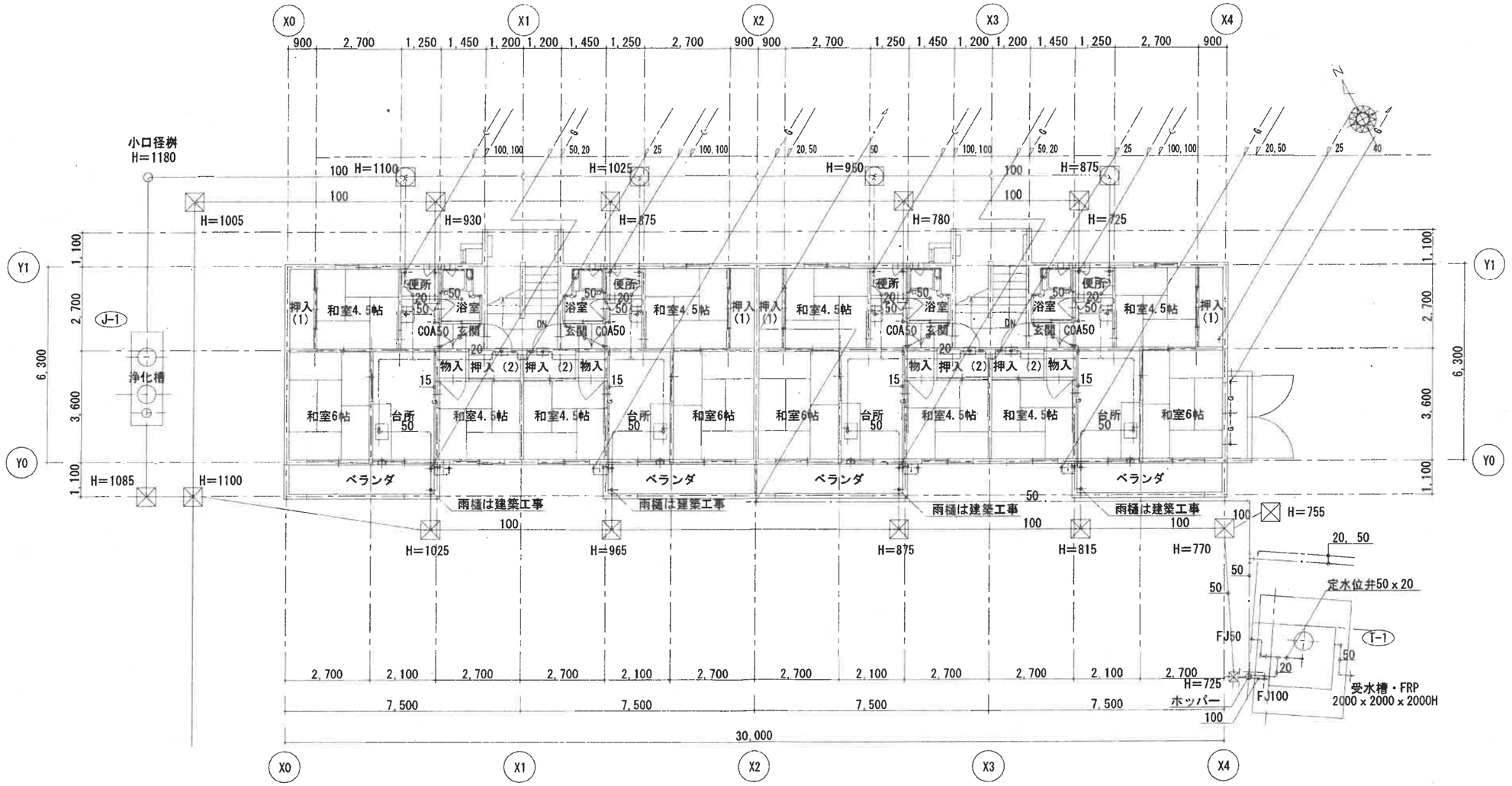
図面名　凡例・機器表・埋設配管要領図

図面番号　M-02

令和8年度

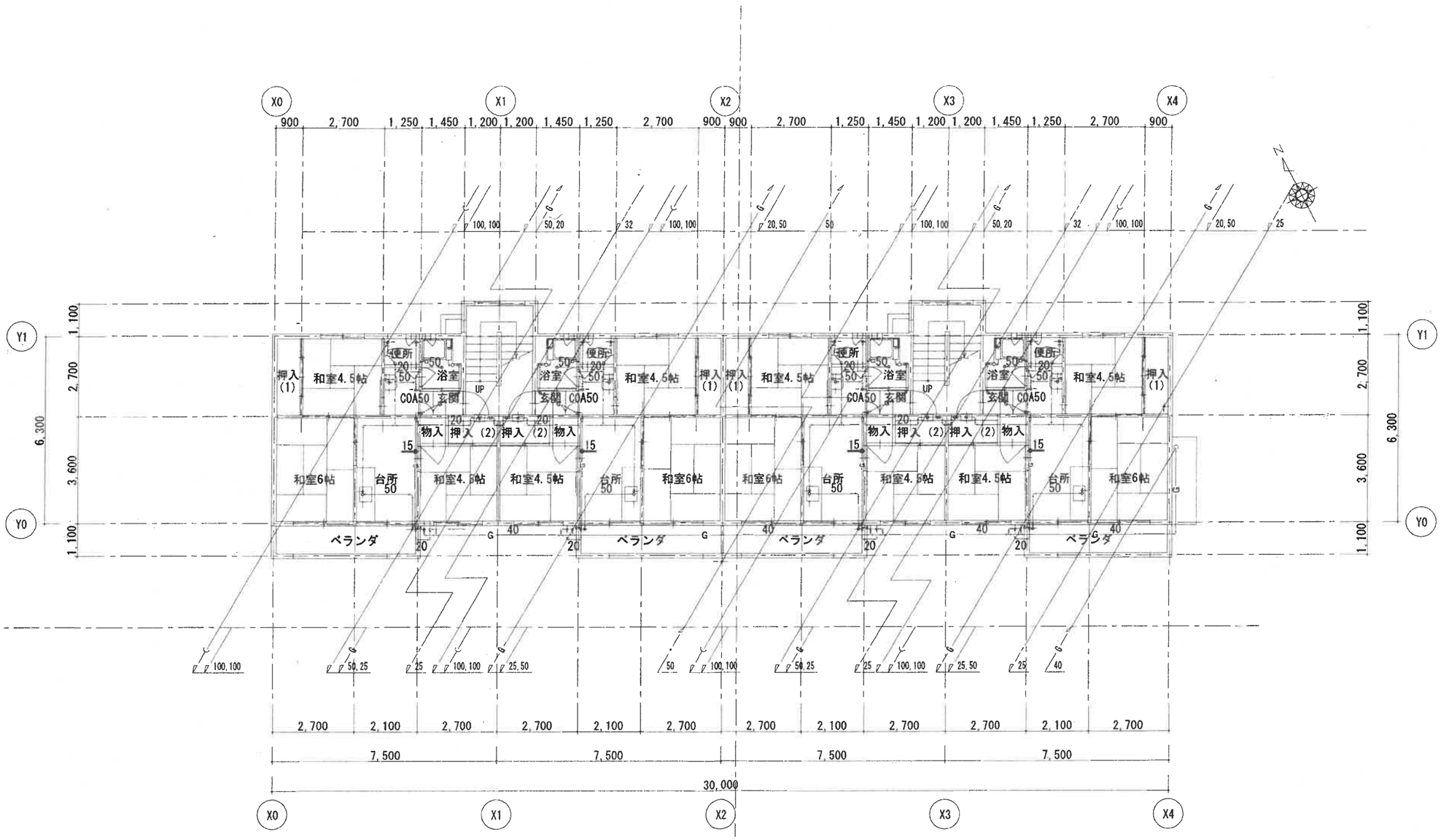
縮尺　S=N S

区分



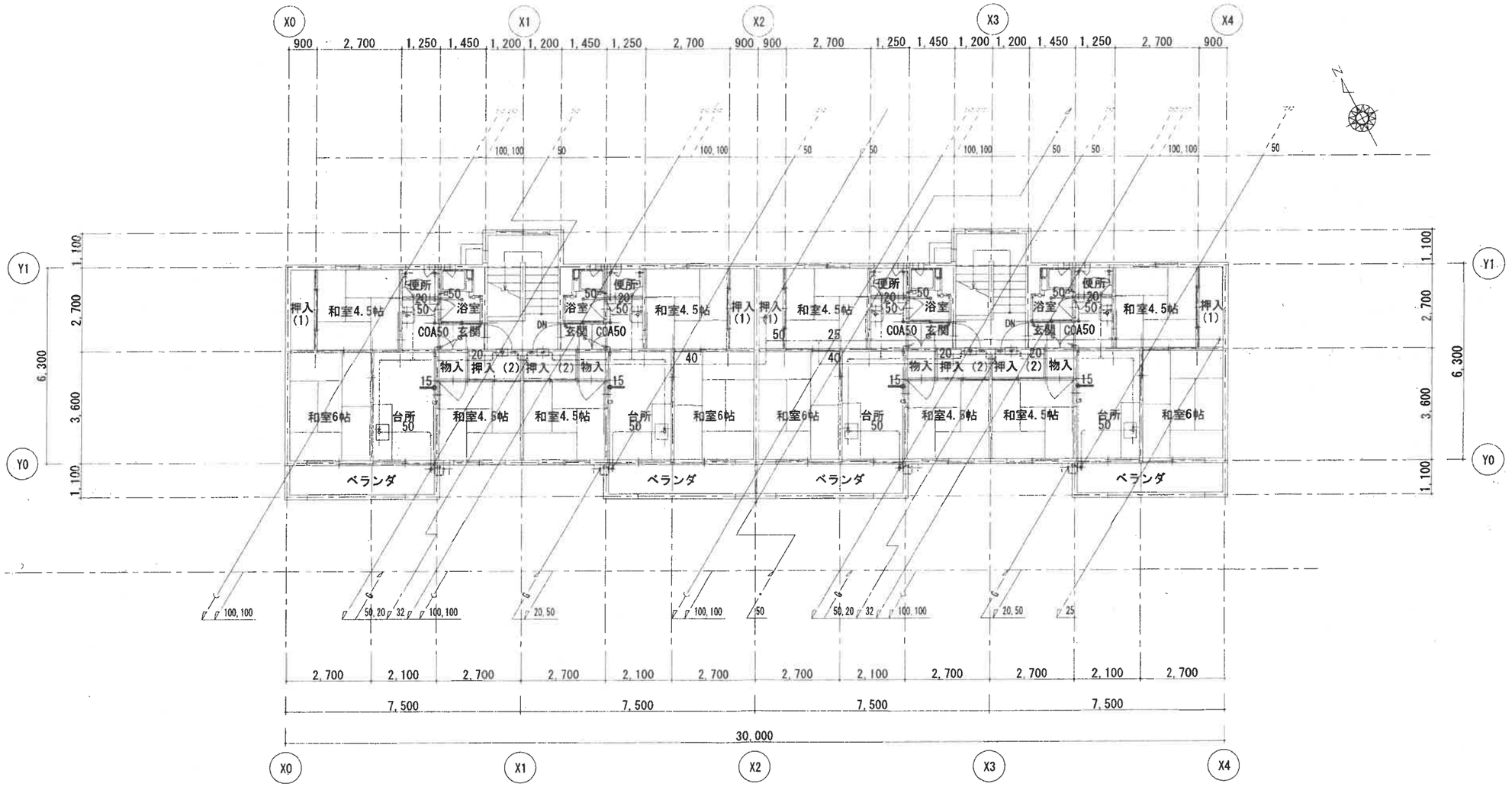
1階平面図　1/100

ME MO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号 一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9622		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 給排水設備　1階平面図	図面番号 M-03	令和8年度
					縮尺 S=1:100	区分	



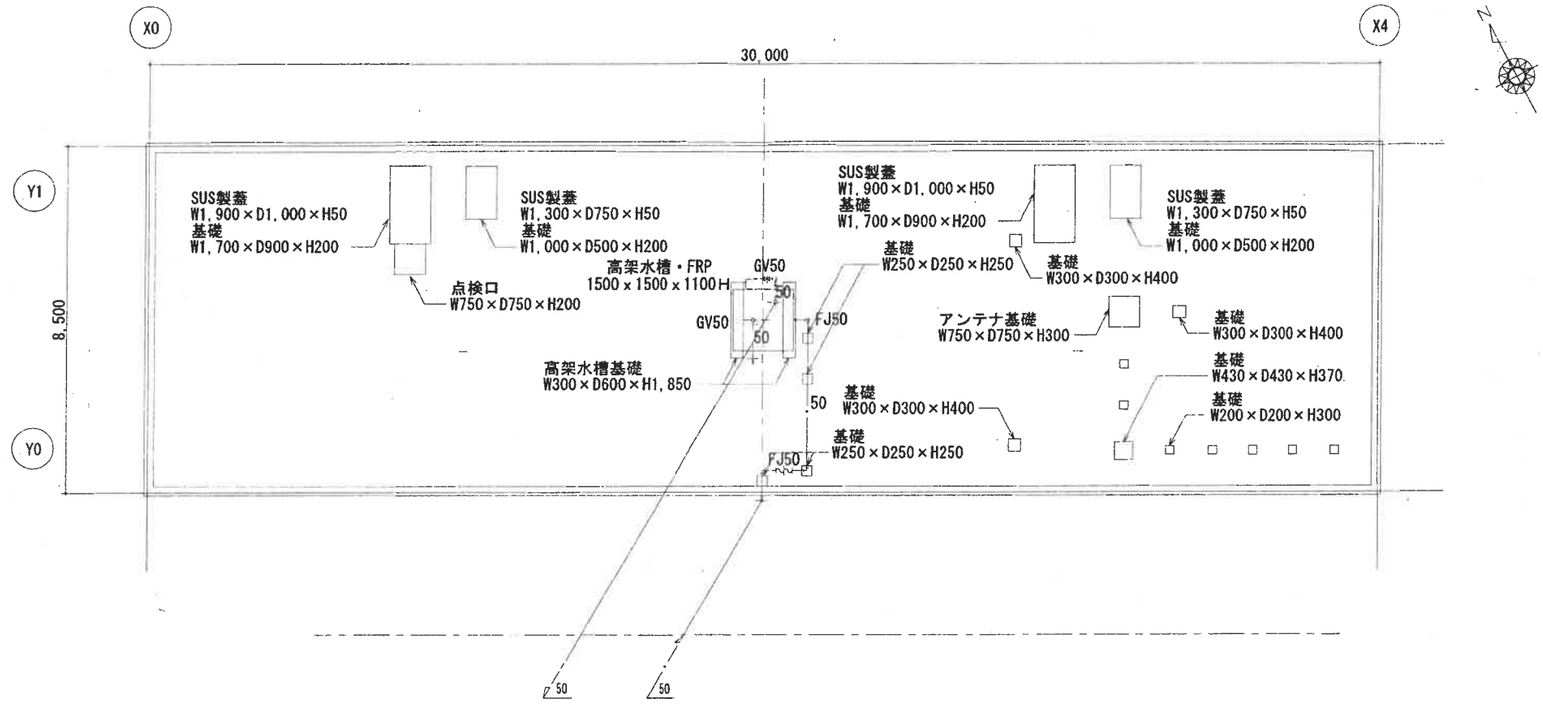
2階平面図 1/100

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号 一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 給排水設備 2階平面図	図面番号 M-04	令和8年度
					縮尺 S=1:100	区分	



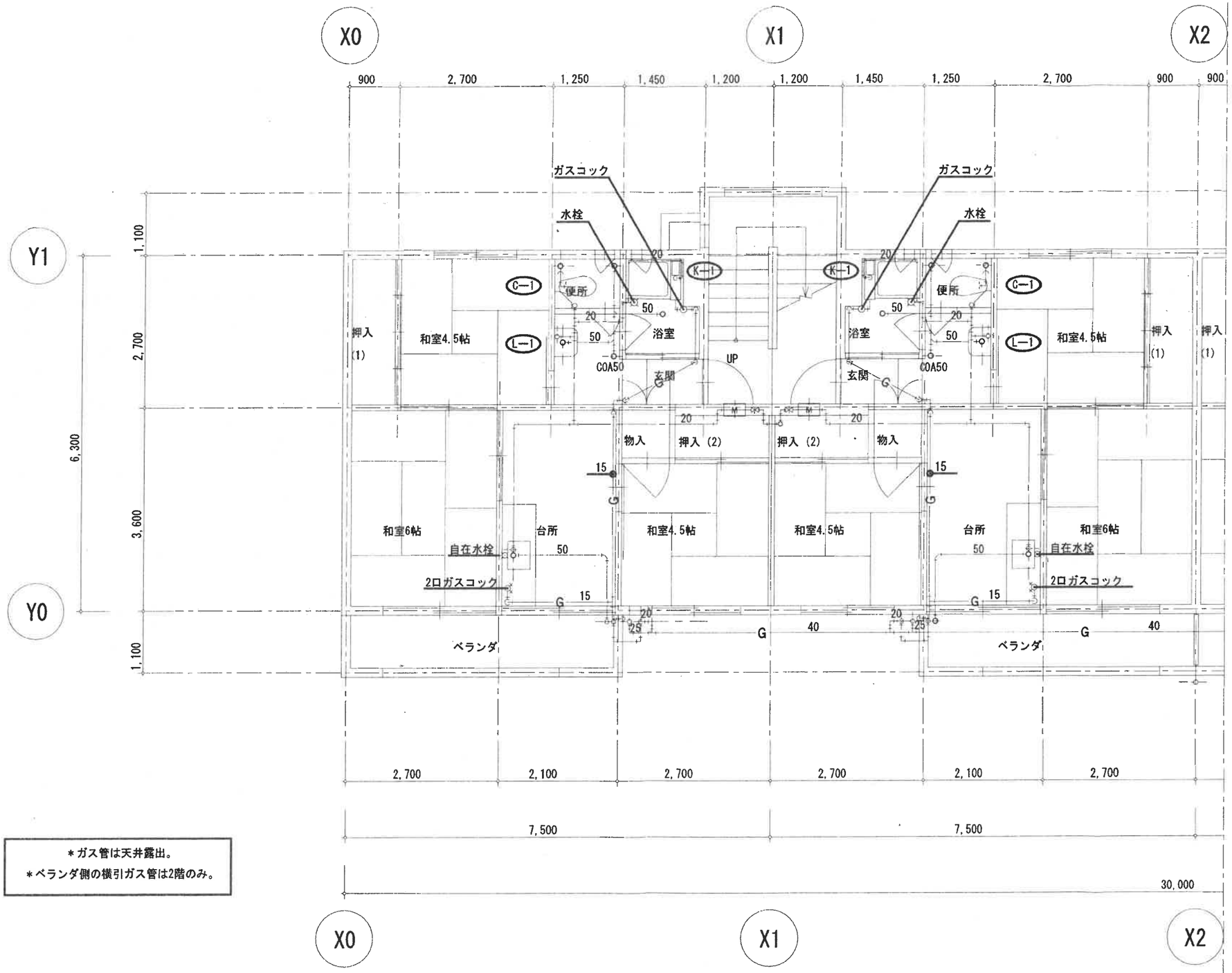
3階平面図　1/100

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号 一級建築士 建設大臣登録 第53563号 清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 給排水設備　3階平面図	図面番号 M-05	令和8年度
					縮尺 S=1:100	区分	



屋根伏図　1/100

MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号 一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫 福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 給排水設備　屋根伏図	図面番号 M-06	令和8年度
					縮尺 S=1:100	区分	



＊ガス管は天井露出。
＊ベランダ側の横引ガス管は2階のみ。

MEMO

株式会社 濟水公夫研究所
一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号
一級建築士 旅設大臣登録 第53563号 濟水公夫
福島県郡山市泉根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

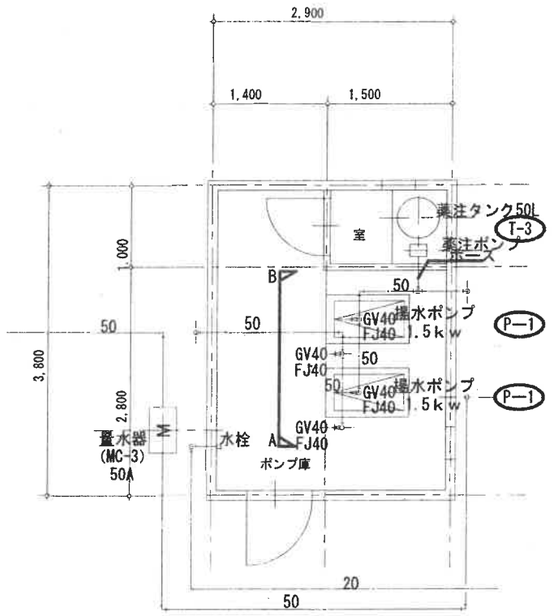
図面名 給排水設備 平面図

縮尺 S=1:50

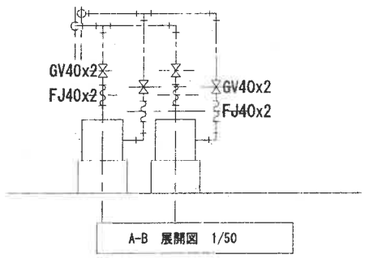
図面番号 M-07

区分

令和8年度

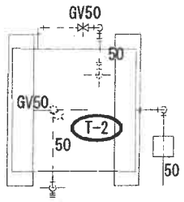


ポンプ庫平面図 1/50

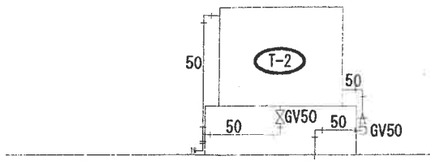


A-B 展開図 1/50

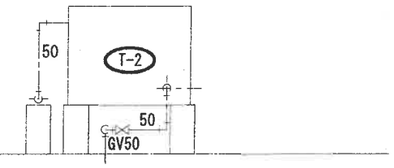
MEMO	株式会社 清水公夫研究所 一級建築士事務所 福島県知事登録 第No12(512)0201号 一級建築士 清水公夫 登録 第53563号 福島県郡山市菜根3丁目12番8号 TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822		特記	工事名 須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事	図面名 給排水設備 ポンプ庫廻り配管図 縮尺 S=1:50	図面番号 M-08 区分 令和8年度



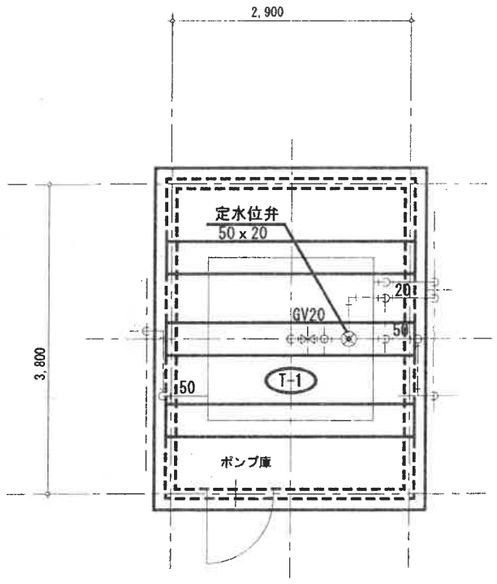
高架水槽　平面図　1/50



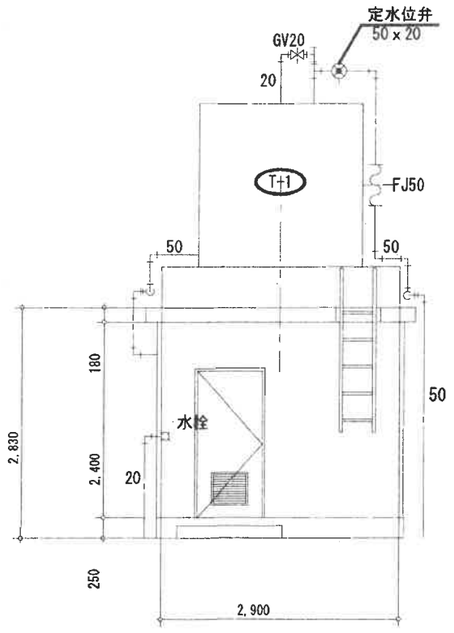
高架水槽　南面　1/50



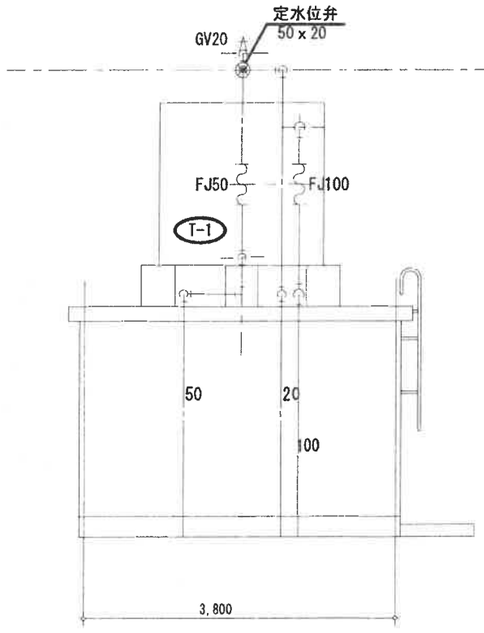
高架水槽　西面　1/50



ポンプ庫平面図　1/50



ポンプ庫　北面　1/50



ポンプ庫　東面　1/50

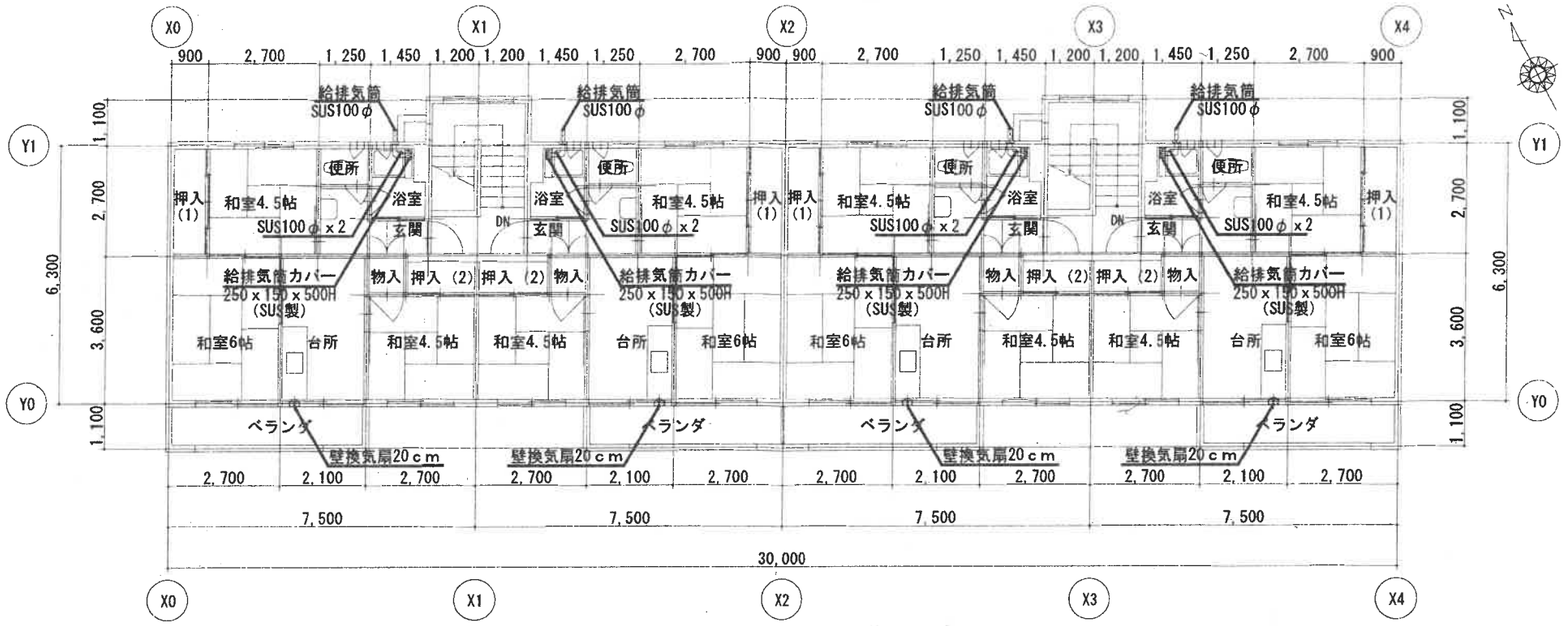
MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

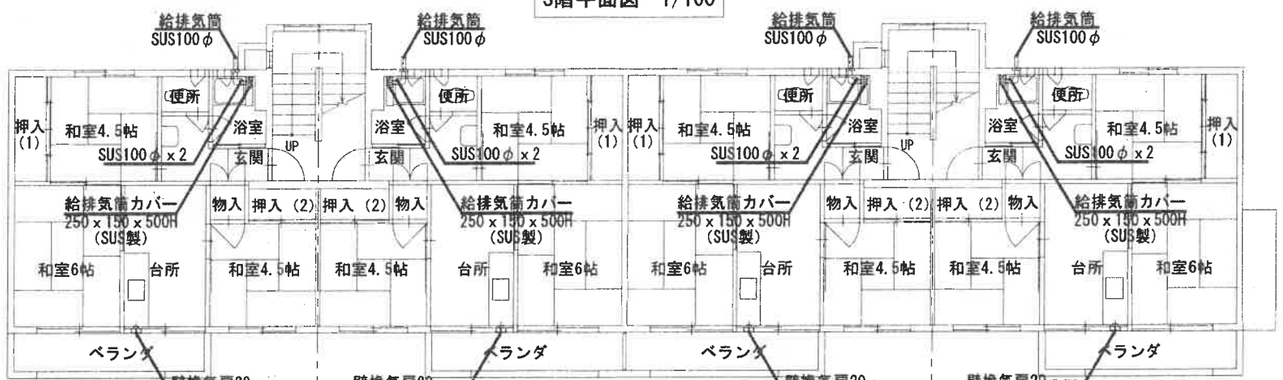
特記

工事名
須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

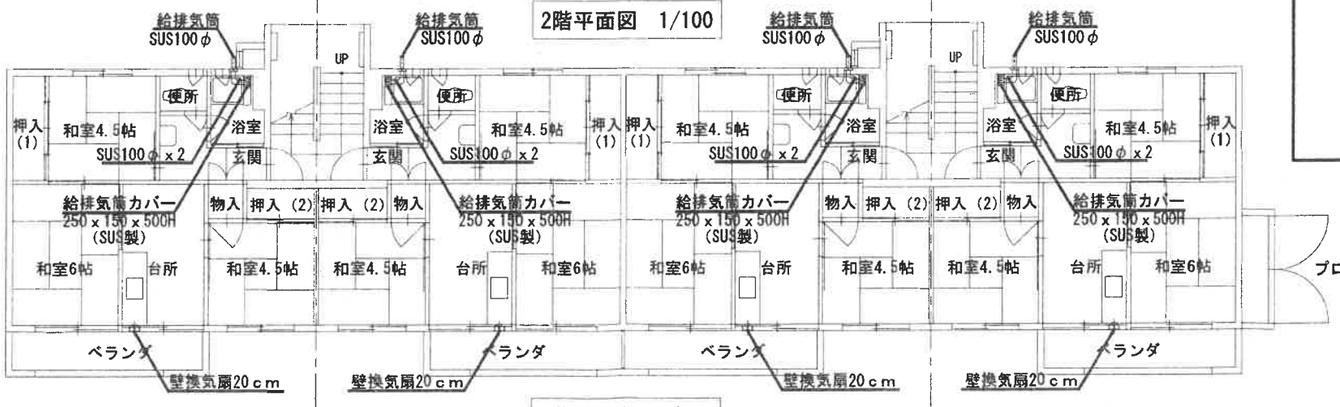
図面名　給排水設備　ポンプ庫・高架水槽廻り配管図
縮尺　S=1:50
図面番号　M-09
区分
令和8年度



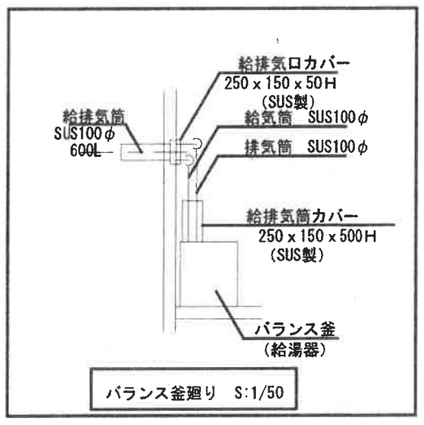
3階平面図　1/100



2階平面図　1/100



1階平面図　1/100



バランス釜廻り　S:1/50

MEMO

株式会社　清水公夫研究所
一級建築士事務所　福島県知事登録　第No12(512)0201号
一級建築士　建設大臣登録　第53563号　清水公夫
福島県郡山市菜根3丁目12番8号　TEL 024-922-9334 FAX 024-922-9822

特記

工事名　須賀川警察署北上町待機宿舎解体工事

図面名　換気設備　1～3階平面図

縮尺　S=1:100

図面番号　M-10

区分

令和8年度